

婦人関係資料シリーズ

国際資料 No. 58

各国における
結婚の承諾、結婚年令
および結婚の登録

労働省婦人少年局



は し が き

本資料は国連婦人の地位委員会第14回会議に提出された資料「結婚の承諾、結婚年令および結婚の登録」を訳出したものである。

婦人の地位委員会がかねて私法上の婦人の地位の課題のもとに、結婚に関する諸国の制度や慣習について数年来検討中であつたが、一夫多妻や売買結婚、児童結婚の慣行がいまなお行なわれている地域が少なくないことに注目し、このような状態を改善するためには、各国が法律によって結婚の最低年令を定め、当事者本人の自由意志による承諾を結婚成立の要件とし、且つ結婚登録の義務制を確立することが差当て必要であるとの見解に立ち、昨年の第14回会議および今年3月の第15回会議では、これらの原則の実施を諸国政府に勧奨する具体的措置についての審議がすすめられた。この報告書はその際の資料として準備されたもので、その内容は序文にもあるとおり、国連が各国政府および民間団体に質問書を発してえた回答にもとづいている。日本からの回答は婦人少年局が作成にあたつた。ここに全文を訳出して大方の御参考に供する次第である。なお、巻末に日本の関係現行法を集録した。

昭和36年5月

労働省婦人少年局長

目 次

序 言	1
第1章 — 結婚の承諾	3
第1節： 総 括	3
第2節： 承諾に関する規則	3
グループ1 — 結婚する当事者の承諾だけが必要であるもの	3
グループ2 — 一定年令以下のものに限り当事者の承諾とともに、他のものの承諾を必要とするもの	3
グループ3 — 当事者のいずれか一方の承諾と、相手方の両親または後見人の承諾がその相手方の年令に関係なく必要であるもの	3
グループ4 — 両親、後見人または他の権威ある者の承諾のみを必要とするもの	4
第3節： 承諾に関する規則に違反した場合	16
第2章 — 結 婚 年 令	21
第1節： 総 括	21
第2節： 年令に関する要件	21
第3節： 関連する法律の適用免除	23
第4節： 婚姻の効力	25
第3章 — 結 婚 の 登 録	27
第1節： 総 括	27
第2節： 登録に関する規則	27
グループ1 — 登録が婚姻成立の要件となっている国	27
グループ2 — 登録を婚姻成立の要件としない国	29
グループ3 — 婚姻の証明が宗教法もしくは慣習法で定められる国	33
附 録 — 結婚の最低年令表	36

序 言

1. 婦人の地位委員会第12回会議では、経済社会理事会決議640 (XXIII) 中の要請に基づいて準備した結婚の承諾および結婚年令に関する報告書が事務総長より提出された。
2. 婦人の地位委員会は同報告書の序文で、要請した情報が包括的に集められていないと事務総長が述べている事に注目し、この分野に関する情報を更に集めることが婦人と家族の保護のために有用であると信じ、経済社会理事会に結婚年令、結婚の自由意志による承諾および結婚の登録に関する決議を採択するよう勧告した決議2 (XII) を採択した。経済社会理事会は第26回会議において、「加盟各国政府および諮問的地位にある非政府団体に、結婚の承諾と結婚の年令と登録に関する要件についての資料を集めるための質問書を配布すること」と「婦人の地位委員会第14回会議のために各加盟国政府と非政府団体から集めた資料に基づいて報告書を作ること」を事務総長に対して要請した決議680 B I (XXVI) を採択した。
3. 経済社会理事会の要請により、事務総長は各加盟国政府と諮問的地位にある非政府団体に質問書を配布した。
4. 本報告書は上記経済社会理事会の決議に基づいて作成したものである。これは1959年12月11日までに事務総長に提出された質問書の回答を基にしている。
5. 回答を寄せた国々は次の通りである。アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、チエコスロヴァキア、キューバ、ドイツ連邦共和国、フランス、ガーナ、ギリシャ、ガテマラ、ハンガリー、インド、イラン、イスラエル、日本、ヨルダン、レバノン、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ニカラガ、ノルウェー、パキスタン、ポルトガル、韓国、ルーマニア、スーダン、スウェーデン、タイ、トルコ、ウクライナソヴィエト社会主義共和国、南アフリカ連合、ソヴィエト、アラブ連合共和国、アメリカ合衆国、ヴェネズエラ、ユーゴスラヴィア。
6. 質問書に対して資料を送って来た諮問的地位にある非政府団体は次の通りである。

全インド婦人会議

奴隷反対同盟

国際婦人同盟

国際社会民主主義婦人協議会

国際婦人協議会

国際大学婦人協会

国際婦人法律家協会

聖ジョーン国際社会政治連盟

世界YWCA

世界カソリック婦人団体連合

ホンジュラス協同組合委員会と全アメリカ婦人委員会は共同して回答を寄せた。

- 7 報告書は3つの章に分れて居る。第1章は結婚の承諾の要件について結婚当事者によると両親或いは他の権限ある者によるとを問わず、世界各国と各地域の法律、慣習、慣例上の承諾について扱っている。第二章では結婚年齢に関する資料を同じく法律、慣習、慣例の面から扱っている。第三章では結婚の登録に関する要件が検討されている。付録に各国および各地域の法律、慣習、慣例上の結婚最低年齢が表に示してある。付録にはまた現行の関連国内法がのって居り、その施行免除や適用免除が可能であるかどうか、法律上の最低年齢以下で行われた婚姻が有効であるか無効であるか、また無効にし得るものであるかどうかについて簡単に述べてある。
- 8 本報告書の資料は加盟各国政府から受取った情報と、更に諮問的地位にある非政府団体から寄せられた情報とに基づいている。

第1章 結婚の承諾

第1節 総括

- 9 結婚の承諾は有効な婚姻を構成するための基本的な要件である。しかしこのことは当事者の結婚への意志と能力を必ずしも意味するものではない。何故ならば、ある場合には当事者以外のものの承諾だけで婚姻が成立するという例もあるからである。多くの国々と地域では当事者の承諾のほかに当事者以外のものの承諾も必要とするが、この要件はしばしば配偶者の年齢によって居り、配偶者が未成年である間だけの制限にすぎない場合が多い。又国によっては配偶者双方の同意が必ずしも婚姻成立の要件とはなっていない。夫となる者一人だけの承諾、或いは夫とその他のものの承諾だけで十分な場合もある。
- 10 多くの国々では夫婦となる者および他の者の承諾について法律で明確に規定されている。ある場合には、承諾のことは、婚姻登録の要件を扱った法律の中に含まれている。その要件はしばしば、当事者の一方または双方が、自分達の承諾と両親、後見人もしくは他の人達の承諾を確認して宣誓を行なうことを含んでいる。その他の国々および地域では、結婚の承諾に関する要件は慣例によって確立して居り慣習法の一部になっているか、または宗教的教義や宗教的慣例の中に定められている。個人の意志行為としての承諾の概念は世界的なものではなく、ある地域では、新しい成員が婚姻によって地域社会あるいは集団の成員として認められるには地域社会全体または家族や部落集団の承諾が必要である。このような場合まず重要なのは、集団の利益であり、個人の希望は第二義的な考慮しか扱われない。
- 11 当事者以外のものの承諾を必要とし、これがえられない場合、夫婦の一方または両方から裁判所、州当局、宗教当局、または家族会議に訴えて結婚の許可を求めうとする国もある。

第2節 承諾に関する諸規則

- 12 一般に結婚の承諾に関する要件を考えると、大抵の国と地域は次の4つのグループに分けられる様である。
- グループ1： 結婚する当事者の承諾だけが必要なもの
- グループ2： 一定年齢以下のものに限り、当事者の承諾とともに他のものの承諾を必要とするもの。
- グループ3： 当事者のどちらか一方だけの承諾と、相手方の両親または後見人の承諾がその

相手方の年齢に関係なく必要であるもの。

グループ4： 両親、後見人または他の権威ある者の承諾のみを必要とするもの。

グループ1 結婚する当事者の承諾だけが必要であるもの。

- 13 この分類に入る国々では、有効な婚姻のためには結婚当事者双方の承諾だけで充分であるが、この場合当事者双方が有効な承諾をする事が出来ると考えられる結婚の最低年齢に達している事が必要である。イスラエルでは、関連する条文は、シユラン・アラ（“定められた法典”の意）として知られているラビ・ヨセフ・カロ（1488～1575）の編纂した最も権威あるユダヤ法の中にある。第Ⅲ部（Hben Haezer 神助の意）の第4.2章(1)は現在では夫婦になる者双方の承諾を必要とするという意味に解釈されている。第4.3章(1)は未成年すなわち13才以下の少年の婚姻を禁止して居る。1950年の結婚年令法によれば、少女は17才で未成年が終るとされている。ユダヤ法、国法の何れによっても、両親、後見人、その他の権威者の承諾は必要でない。ユーゴスラヴィアでは、結婚に際して男女は権限ある当局の許に出頭し、婚姻を承諾する旨を述べなくてはならない。その他の人達の承諾は必要としないが、婚姻基本法は、結婚最低年令を18才に定めている。同様の規定がルーマニアの家族法にあり、白ロシアの婚姻、家族、後見人に関する法令の中にもある。ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国の家族法によれば、結婚年令に達した者は結婚してよいことになっている。結婚は夫婦となる者相互の承諾を要し、また相互間に婚姻するについての法律的障壁がないことが必要である。チェコスロヴァキアでは、地方人民委員会に男女が出頭して夫婦生活に入る旨の宣言を同時にこなうという形をとって居り、こうした宣言をしないと婚姻が成立しないことになっている。

- 14 ソヴィエトには婚姻、家族、後見人に関する全連邦の法律はなく、これらの問題には各共和国の法律が適用される。すべての共和国では婚姻登録に夫婦となる者相互の承諾を必要としており、有効な婚姻のためには婚姻登録がまず必要であるが両親または後見人の承諾は必要としない。ウズベク・ソヴィエト社会主義共和国の婚姻、家族、後見人および民事登録に関する法律によると、婦人を無理に結婚させることは刑事犯になる。同様の法規がアゼルバイジャン・ソヴィエト社会主義共和国、アルメニア・ソヴィエト社会主義共和国、タジク・ソヴィエト社会主義共和国、トルクメン・ソヴィエト社会主義共和国の刑法にある。トルクメンの刑法は年少者の両親、血縁者または後見人が、子供の将来の結婚について合意の契約をすることを特に禁じている。ジョージア・ソヴィエト社会主義共和国の刑法附則では婦人の意志に反して無理に結婚させた者、ことに売買婚をさせた者に対し、あるいは習慣上ある婦人との結婚に優先権のある男子が、その婦人が他の男性と自由に結婚することを妨げた場合、その者に対して刑罰

を課している。ソビエト共和国諸国はすべて年齢制限をもうけて居るが、年齢は国によってまちまちである。

- 15 インドの1954年の婚姻特別法の規定に従って行われる婚姻においては、結婚当事者の承諾だけが必要とされているが、男子は21才女子は18才にならないとある。婚姻特別法は異った種族との婚姻にも、またある場合にはヒンズー教徒間の婚姻にも適用される。ヒンズー教では18才未満では結婚してはならないが、18才になると両親の承諾を必要としない。

グループ2 一定年齢以下のものに限り、当事者の承諾とともに、その他のものの承諾を必要とするもの

- 16 このグループに属する国は多数あり、何れも婚姻成立の要件として当事者双方の承諾と、男女共に一定の年齢に達しなくてはならないという条件を設けていることは、第1のグループと同じである。しかしここでは一定の制限が加えられており、公民としての能力に制限のある未成年者は、親権を行使するもの、あるいは親権を代行するものの承諾を得た場合に限り婚姻しうることになっている。十分な理由がなく承諾が拒否された場合、多くの国では裁判所、州長官、役所または他の当局に対して必要な許可を求めることが出来る。しかし事情によっては許可を求める必要のない場合もある。一般的に配偶者と死別又は離婚した未成年者は許可を必要としない。

未成年の年齢はまちまちであるが、大抵の国では男女共に21才に達したときに未成年が終るとしているようである。法律上の成年に達した後も両親の承諾を求める習慣がある所もあるが、これは普通単に形式的なものと考えられており、両親の意向を聞かなかったことで法律的制裁を加えることが出来るかどうかは疑わしい。いくつかの国では未成年者の婚姻に必要な条件が嫡出子と非嫡出子で違いがあり、養子にも差別がある。またある国々では兵隊については、上官や他の権威筋の許可が必要となっている。もし未成年者が家庭から離れて住んでおり、両親の監督を受けて居らず、且つまた自活していることを示すことが出来るならば、両親の承諾を必要としないとする例もいくつかある。妻となる者の妊娠もまた結婚の承諾を得る必要をなくす理由に充分なる。両親の意見が一致しない場合、ある国々では両親の承諾は得られたものと認め、他の国々では両親が外国に住んでいれば承諾は無視して差支えないことになっている。

年齢制限

- 17 未成年者の結婚に際して、両親、後見人または他の関係者の承諾を必要とする国々のうち、今回の調査では35の国および地域が承諾を得ねばならない年齢を大体21才までとしている。

これらの国々は次の通りである。

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、セイロン、チリ、キューバ、デンマーク、ドイツ聯邦共和国、マラヤ連邦、フランス、ガーナ、ギリシャ、ホンデュラス、インド、アイルランド、日本、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ニカラガ、ノルウェー、パキスタン、ヴェトナム共和国、イギリス、アメリカ合衆国、ヴェネズエラ。

しかしこれらの国々のすべてが、男女に対してまた地域内のすべての集団に対して一様に21才と定めているわけではない。例えばアメリカ合衆国では男子については43の州と、コロンビア地区、プエルトリコでは21才、2つの州では20才、4つの州で18才、1州で17才と定めており、女子については14州とプエルトリコでは21才、1州が20才、35州とコロンビア地区が18才と定めている。

18 カナダでは、ブリティッシュ・コロンビア、ノヴァスコシア、ケベック、サスカッチェワン、ニューファウンドランドの諸州で男女共に21才になるまで両親の承諾を必要とし、プリンスエドワード島では女子は18才になるまで両親の承諾を必要とするにすぎず、マニトバ州とニュー・ブランズウィック州では男女共に18才までである。ヴェネズエラとニカラガでは男女に差がついており、男は21才女は18才である。

19 他のいくつかの国々では、文化的宗教的相違によって国内でもまちまちである。セイロンでは、次の三つの法規が適用されている。即ち婚姻届出規則（セイロン律令、第95章）は、「一般セイロン地域」即ち回教徒を除くすべてに適用され、1952年のカンディ婚姻および離婚法44号はこの法律の適用を希望する「カンディ人」（主に丘陵地方のセイロン原住民のこと）にだけ適用され、1951年の回教徒婚姻および離婚法第13号はセイロンに住む回教徒に適用される。更に結婚当事者はその他の適用できる範囲の法律に支配される。たとえば、セイロンの回教徒は幾つかの宗派に分れ、夫々の宗派に適用される法律に従う。「一般セイロン地域」では男女共に21才になるまでは両親の承諾を必要とするが、カンディ人の場合は男子は18才女子は16才までである。回教徒の男子は大体15才位と考えられる成熟期に達すると両親の承諾なしに結婚できる。インド、パキスタン、スーダンにも同様な男女の年齢差がある。

20 インドでは1872年のキリスト教徒婚姻法と1936年のパルシー教徒婚姻および離婚法とともに21才まで両親の承諾を必要とすることになっている。1955年のヒンズー教徒婚姻法も男女に結婚最低年齢があって男子は18才女子は15才となっており、新婦が18才未満であるときは結婚式前に保護者の許可を得ねばならない旨規定されている。この法律で定められた年齢に達した男子は承諾を得る必要はない。インドの回教徒は回教法に従って結婚し男

子は成熟期に達するまでは保護者の承諾を必要とする。成熟期は普通15才である。

21 パキスタンでは、1872年のキリスト教徒婚姻法とパルシー教徒婚姻および離婚法がキリスト教徒とパルシー教徒とに適用され、ともに21才までは両親の承諾を必要とする。ヒンズー教徒は男女ともに成熟期に達するまで（通常15才が終るまで）は両親の承諾を必要とするが、更に1929年の児童婚姻禁止法によって制限を受け、18才以下の男子と15才以下の女子の婚姻は禁止されている。回教徒の男子は、その宗教によって普通15才の成熟期に達した後は承諾なしに結婚する事が許されるにもかかわらず、この法律が適用される。

22 スーダンでは、1926年の非回教徒婚姻規則によって21才以下の男女の結婚について両親または後見人の承諾を必要としている。回教徒は回教の規則に従って居り、男子は15才になれば承諾を必要としないが、女子は33才になるまでは、その年齢以前に夫と死別又は離婚した者以外は後見人の承諾を必要とする。

23 オーストラリア諸州とナウル島、バブア諸島、ニューギニア島では、21才を成年とするがこれはその土地の原住民以外の住民だけに適用される。原住民については男子は18才、女子は16才で成年となる。ナウル島とバブア島では、結婚当事者の双方又は一方が原住民である場合には、その2人または一方の所屬する州の長官の承認を得ねばならない。ニューギニアでは、原住民の非原住民と結婚する際には、公認牧師または州婚姻登録官は州庁発行の婚姻承認書がないとこれを受付けない。

24 幾つかの国々では、成年に達しても両親の承諾または助言を要するとしており、他の国々では21才よりいくらか上に成年をきめている。例えば、オランダでは21才で未成年が終るが、成年に達しても両親の承諾が必要とされ、嫡出子は30才になるまでは両親の承諾を得ねばならない。但し子供がその年齢になった時両親が意志を表示出来、子供に対する権威を失っていない場合に限る。しかし成年者は両親の承諾がなければいつでもこれに替る裁判所の承認をうることができる。フィリピンでは、未婚の男女はそれぞれ20才と18才になれば両親の承諾がなくても結婚してよいが、男子が25才女子が23才になる迄は結婚について両親または後見人に助言して貰う義務がある。2人がその様な助言をして貰わなかったり、その助言が好ましくなかったりした場合は、婚姻許可証申請の公表後3カ月以内は結婚してはならない。韓国では男は26才、女は23才まで承諾を得ねばならない。ウルガイでは男子は25才女子は23才まで、アルゼンチンでは男女ともに22才までとなっている。タイでは男女は20才で成年に達するが、その後も続けて両親と住むならば、尚両親の承諾が必要である。

25 他の多くの国々ではこのような承諾を要する年齢は21才以下である。中国、タイ、スイスでは男女とも20才であり、フィリピンでは男が20才、女が18才である。ハンガリー、レ

ベノン、ガメラ、トルコでは18才以下の男女は両親と後見人の承諾を得なければならない。イランでは18才以下の男子は結婚の許可を受けねばならない。またジョーダンとフィンランドでは男は18才以下女は17才以下の場合同様の許可が必要である。ジャマイカではその年齢は男女とも16才である。

26 成年に達していなくても両親の承諾が不要な場合もある。カナダのアルバータ州では、結婚当事者が21才になるまで承諾が必要であるが、それ以下でも、18才以上であって、結婚許可申請の日付より前、少くとも3カ月間両親のもとから離れて暮して居り且つ自活している場合には、両親は郵便で、その旨通知を受けるだけでよい。もし両親に結婚に対して正当な反対があるときは、8日以内に結婚許可証担当官に対してその旨を申し出ることが出来る。サスカチュワン州でも同様である。インド、パキスタン（キリスト教徒について）、ニュージーランドでは、両親もしくは後見人が国外に居住する場合は承諾を必要としない。

両親その他のものの承諾

27 この報告書の研究対象である統計51の国および地域のうち、42の国々では、未成年者の結婚に対して両親の承諾を必要としている。これらの国々は大い片方の親または両親が死亡している場合後見人の承諾を要することを規定しているが、その実施のし方は各様である。ベルギーの民法では一方の親が死亡したり不在であったり無能力者であった場合、もう一方の親の承諾だけでよいことになっている。その親の承諾が得られない場合、祖父母の承諾が必要であり、これも得られない時は家族会議の承諾が必要である。カナダのケベック州では両親の承諾が必要であるが、両親の意見が一致しない時は父親の承諾だけで足りる。両親がともに死亡したり無能力者である場合、未成年者は後見人の承諾を得なければならない。また父権解放の場合、後見人は承諾を与える前にこの問題について審議するために開かれる家族会議の意見を求めねばならない。

28 フランスでは両親の承諾を得ることが絶対に必要であるが、2人の意見が一致しない時は、承諾が与えられたものとみなされる。一方の親が死亡している場合は生きていた片方の親の承諾だけでよい。両方とも死亡したり無能力者であった場合は暫りに祖父母の承諾が必要であり、この場合も意見が一致しなければ、承諾が与えられたものとする。両親、祖父母とも死亡しているか、無能力者であるために承諾が得られない場合、未成年者は結婚する前に家庭裁判所に結婚の承諾を願い出ねばならない。韓国の1960年1月1日発効の新民法によると、両親もしくは生存する一方の親の承諾が必要であり、両親とも死亡しているか、無能力者である場合は後見人の承諾が必要である。但し、両親も後見人も居ない時は親族会議の承諾が必要である。「親族会議」は夫婦になる者の年長筋にあたる3つの家族の会議であって裁判所の監督下にあ

る。

29 日本、スウェーデンはともに両親の承諾を必要とするが、一方の親が死亡するか無能力である場合は、片方の親の承諾だけで足りるとしている。日本では一方の親が承諾を拒否した場合、スウェーデンでは承諾を得ることが困難であるか遅延する場合にも同様である。スウェーデンではまた、親の承諾が得られない時は後見人の承諾でよく、後見人がいない場合は、裁判所または裁判長が指名した者の承諾を得ればよい事になっている。

30 両親も後見人も居ない場合、幾つかの国々では、裁判官その他の官吏に承諾を与えたり拒否したりする親の責任を代行させている。スーダンでは回教徒でない人々にだけ適用される1926年の非回教徒婚姻法で、両親または後見人がスーダンに居住して居らず結婚の承諾を与えられない場合、高等裁判所の裁判官または州知事がこれを与えうることになっている。同様の規定がガーナの法律（ガーナ法127章）にあり、裁判官や検事総長または知事が結婚の承諾書を出すことが出来る。南ローデシアの法律（婚姻法150章）では裁判長に承諾を求めることが出来る。オーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州では、後見人は裁判所の指名を受けるが、指名のない場合は有給判事が治安判事が戸籍長官の任命を受けて承諾を与えることが出来る。一定の事情のもとでは児童福祉大臣が親または後見人を排除して未成年者の後見人になる場合もあるが、未成年者が18才になった時に後見を終了することが出来る。オーストラリア連邦の1946-1948年移民法（未成年者の後見）によると、聯邦移民大臣は、移民して来た特定の児童に対して、その児童が21才になるまで、もしくは同法に規定されている他の理由で後見が終了するまで、父母及び後見人を排除して後見人になる事が出来る。カナダのノヴァ・スコシアでは、1959年にノヴァ・スコシア法令40章1節によって改正された1954年の結婚式法第269章17節に、父または母もしくは後見人が承諾を与えることが出来ない場合。“（d）児童福祉局長または児童援護協会長が承諾を与える事が出来る。但し当人が児童福祉法によって同協会長の被保護者である時に限る。”

とある。ブリティッシュ・コロンビア州の婚姻法では、同様の場合の承認は最高裁判所の公選後見人か判事または地方裁判所の判事が与えると規定している。キューバでは孤児院長が必要な承認を与える事が出来る。

31 ニュージーランドと南アフリカ連邦でも両親の承諾が必要である。ニュージーランドでは嫡出子の両親が別居しており、子供が片方の親と一緒に住んでいる場合には、その親の承認が必要なのであるが、子供がどちらとも同居していない場合は両親の承諾を得ねばならない。南アフリカ連邦では子供の結婚に対する両親の承諾が得られても、男が18才以下女が16才以下の婚姻については内務大臣の承認が必要である。

32 少数の国々では片親だけの承諾、それも出来れば父親の承諾を必要としている。もし父親が死亡していたり無能力者である場合は母親の承諾が必要であるが、それよりも父方の祖父母またはその他の血縁者の承諾の方が必要なこともある。カナダのマニトバ州の婚姻法では、父親が死亡したり無能力者であったり、また子供を扶養しえなかったり監護権を失ったりした場合以外には父親の承諾を必要としている。そうした場合には母親が承認者となるが、母親がこれを行えない時は後見人または裁判所で指名された者が承認者となる。同様の規定がニュー・ブランズウィック州とプリンス・エドワード島にある。ギリシャの民法では、父でも母でも後見人でも子供に対して親の義務を果たしている者の承諾を得ねばならないとしている。チリの結婚承諾許可については次の様な順序がある。即ち正系の父、正系の母、それ以外の血縁の一番近い尊属の順である。もし尊属が結婚に対し、賛成と反対が同数であったときは、賛成の意見が優先する。父母または尊属がいない場合は後見人の承諾が必要で、そうした者すべてがいない場合は婚姻手続をする民事登録官が承諾を与える。アラブ連合共和国では、両親と後見人が結婚の承認をせねばならない。父親が死亡して居て、妻となる者の兄弟または叔父に当る人達が居ない時は母親の承諾が必要である。

33 非嫡出子は両親が認知している場合は両親の承諾を要するが、少なくとも母親の承諾を必要とするのが普通である。オランダの民法(第93条)に次の様な規定がある。

「非嫡出の未成年者の婚姻には後見人および連帯後見人の承諾を必要とする。私生児の場合は連帯後見人の代りに母の承諾を必要とし、父が認知した場合は父の承諾も必要とする。」

1955年のニュージーランド婚姻法には、未成年者が非嫡出であって母が生存する時は母の承諾が必要であり、母が死亡している時は法律上の後見人の承諾が必要である旨の規定がある。チリでは私生児もしくは非嫡出子は、子を認知した父または母の承諾が必要で、もし両親が子を認知し尚生存中であれば、父の承諾だけでよい。以上に該当しない場合は、後見人および民事戸籍係官の承諾に関する要件が適用される。フランスでは非嫡出子は、認知した一方の親または両親の承諾を必要とするが、父母が共に子を認知し、しかも承諾について意見が一致しないときは承諾があったものとみなされる。認知した一方の親が既に死亡しているが、無能力者である場合は、もう一方の親の承諾だけでよい。子が認知されていない場合、もしくは両親が承諾を与える能力を有しない場合は、家族会議の承諾を得ねばならない。

34 ハンガリーでは未成年者の結婚に際して両親の承諾を必要としない。但し、結婚しようとする未成年者は後見裁判所の承認を受けねばならない。承認申請書は未成年者自身が提出する。結婚しようとする未成年者が結婚の為に必要な精神的身体的発達を遂げていることを証明する出生証明書と身体検査証が必要である。結婚がのぞましいことを助言する法定代理人の意見も

出される。後見裁判所は婚姻について法律的に障碍となる事由があるかどうか、婚姻に承認を与える事がその未成年者にとって最善のことであるかどうか、従って婚姻を許可するのがよいか或いは却下するのがよいかを検討する。

承諾が拒否された場合の救済

35 未成年者の結婚に両親または他の権威ある者の承認を必要とするという一般的に云って厳しい要件が各国にあるが、大抵の国々では承諾が拒否された場合に対して何らかの救済を規定している。少数の国々には後見裁判所があってこの種の問題だけを扱って居るが、多くの国では、両親の反対のために裁判所へ承認を求める事件は大概は民事裁判所が扱っている。幾つかの国々では最高裁判所または上級裁判所だけがそうした請願を受付ける権限を持ち、他の国々では宗教裁判所や地方または州裁判所、もしくは裁判所の裁判官が行政長官がこれを行う。請願事由については国によって若干の違いがあり、手続は国や地方の慣行によって異なる。

大臣または政府の官吏が援うこともある。

36 裁判所や他の関係当局に承認を求める規定のない国々もある。カナダのケベック州とニューファンドランド州、タイ、アラブ連合共和国、ガーナ、キューバ、フィンランド、デンマーク、ヴェトナム共和国、アメリカ合衆国がこの分類に入る。但し、アメリカ合衆国政府の報告は「裁判所の不介入のために極めて不都合な結果を生ずる時は、裁判所が介入する事が出来る。」と述べている。

37 他の国々では、制限つきで裁判所または他の関係当局に承認を求めることができる。オーストラリアの西オーストラリア州では、裁判所は請願があれば婚姻に承諾を与えることができるが、但し両親が同居していて2人とも承諾を拒否した時は請願は受入れられない。チリでは両親が承諾を拒否した場合は、裁判所に対する承認請求権はないが、後見人または民事戸籍係がこれを拒否したときは未成年者は担当の裁判所へ訴えを起す事が出来る。ヴェネズエラの民法にも同様の規定があり、後見人が承諾しない時は、夫婦となる未成年者の居住地の第一審裁判所へ裁定を求める事が出来る。同様にホンデウラスでも未成年者は後見人が結婚を承認しない場合と、18才になっても両親または後見人の承認が得られない場合は裁判所に裁定を求める事が出来る。ウルガイでは両親が精神的無能力のために承諾を与え得ない場合に限り、控訴院の裁判長に提訴する事が出来る。フランスでは一般に未成年者に提訴の道はひらかれていないが、アルザス・ロレーン地方では後見人が承諾を与えない時は後見委員会が承認することができる。国の保護の下にある未成年者の場合は、両親が婚姻承認権を留保して承諾を与える事を拒否しても裁判所がこれを与える事が出来る。

38 両親または後見人の不承認に対して婚姻承認請求権がある所では、裁判所は両親の意見に対

し充分な考慮を払う。ハンガリーでは後見裁判所は両親と話し合い、未成年者の最上の利益になるような結論に達する様努力する。ギリシャの民法にも同様の規定がある。韓国では両親と後見人が婚姻承認を悪用した場合、夫婦となる者は他の血縁者の承諾を求める事が出来、裁判所はこれを確認する。日本には、この問題を裁判所が裁決する法的規定はないが、家庭裁判所が求められれば助言を与える。

39. 当事者の最上の利益になるよう考慮する一方、一般に裁判所は未成年者の要請を扱うに当たってその地域の福祉に関心を払う。ガナマラの民法には、未成年者の婚姻承認申請の審理には社会省の役人が立会わねばならないとはっきり規定されている。

40. 若干の国々では婚姻承認申請は裁判所ではなく行政当局に提出される。南アフリカ連邦では両親または後見人が不承諾のときは場合によっては厚生大臣が承諾を与えることが出来る。ノルウェーではその未成年者の居住する地方の長官に承認申請を出す。オーストラリアの南オーストラリア州では、両親または後見人の承諾を得ることが不可能である場合、または不当にこれが拒否された場合、州長官はその婚姻の成立が望ましいと思えば婚姻を許可する。

グループ3 男女どちらか一方だけの承諾と、相手方の両親または後見人の承諾がその相手方の年齢に関係なく必要であるもの。

41. 若干の国々と地域では、当事者双方の承諾は有効な婚姻のために必ずしも必要ではない。グループ1と2に含まれる国々で行われる婚姻は男女双方に同様の要件が課されるが、このグループではその要件に男女の差別がある。一般に夫となる者はある年齢に達すると両親、後見人または他の権威者の承諾を得なくても自由に結婚できる。しかし妻となる者は同様の権利をもたず、本人の希望はどうあろうとも、両親、後見人の承諾が絶対必要であり、それだけで婚姻が成立する。このことは両親および後見人が本人の承諾を得ないで結婚させたり、本人のぞむ結婚を拒否したりする事を可能にしている。しかし妻となる者が後見人の承諾を拒否し得るとする国もあり、また裁判所に婚姻承認を申請しうるとする国もある。幾つかの国々と地域では、婦人にその意志に反した結婚を強制したものは刑罰を課され、他の国々では再婚する婦人には完全な行動の自由がある。

42. このグループに入る国々や地域では結婚を規制する規則は、大抵は回教法に基く法律に含まれているか、もしくは慣行にもとづいている。

43. セイロンでは回教徒の婦人は年齢に関係なく後見人または“ワリ”の承諾を要するが、これに反して回教徒の男子は成熟期(15才位とされている)に達すると承諾を得ないで結婚することが出来る。ワリが娘の父親であるか父方の祖父であれば、娘の代りに結婚を承諾すれば、それだけで婚姻が成立する。1951年の回教婚姻離婚法13号によれば、もしワリが不当に

承諾を与えない場合は宗教裁判官に申し出ることができ、宗教裁判官は承諾がなくても婚姻を承認することができる。

イランの婦人は何才であっても父または祖父の承諾を必要とするが、承諾を不当に拒否された場合の救済の方法が民法に定められている。これによると娘は夫となる者を婚姻役場につれていって紹介し、結婚の条件と結納のとりきめについて説明しから届けをする。すると役場から父又は祖父に通知が出される。その通知の日付後15日間経過すれば娘は結婚してよいことになっている。セイロンとイランと同様にインドでも回教徒の男子は成熟期に達すれば結婚できるが、婦人は寡婦または離婚したもの以外は父や後見人の承諾がないと結婚出来ない。娘が成熟期に達していない場合でも、本人の承諾を得ないで後見人が結婚させてしまうこともできる。

しかし1939年の回教徒婚姻解消法は婦人に若干の保護を与えている。これによると15才前に娘が結婚させられ、その結婚が完了して居ない場合は、18才になる前に婚姻を拒否すれば離婚する権利がある。ヒンズー教の婦人もまた承諾なしで結婚させられ、婦人自身の承諾が無いということが必ずしも婚姻を無効にしないが、成熟期に達していることが必要である。

“インドの結婚の大多数は家庭環境や当人の性格、経済的安定を考慮して今尚両親がきめる。

若い人達は大いに関与の選択に黙って従う。但し息子や娘が相手を嫌う場合、結婚は強制されない。知識階級では若い人達自身の撰択で結婚する。”

44. 上記の引用は、現在の立法の傾向が婦人を守る方向に向っていることを示している。また宗教裁判所が婦人を助けている例もある。例えばスーダンのシャリヤ裁判所では、婦人が結婚の承諾を不当に拒否されているとみとめた場合は、両親の承諾がなくても結婚することを許可している。

45. 慣習法が行われている所では、変化は時にもっと緩慢であるが、幾つかの国々では新しい立法が次第に慣習によって代わろうとしている。例えばガーナでは婚姻法(ガーナ法127章)を制定し、慣習法では、婦人の結婚には年齢を問わず両親の承諾さえあればよかったものがこの法律ではとくに、当事者双方の承諾を必要とする旨の規定を設けている。フランス統治領カメルーンでは、慣習法によると娘は必ず、時には息子も、両親と後見人の承諾を必要とすることになっているが、一般の傾向は自由選択の考え方の方向に向っており、この傾向に当局も加担している。1951年9月14日付法令51/1100号(Jacquinet 法令)がカメルーンとフランス統治領トゴランドおよびもとのフランス領西アフリカとフランス領赤道アフリカに属するフランス共同体の各共和国で施行され、慣習法に従って婚姻を結ぶこれら地域の住民に適用されている。この法令は、慣習によって結納金を支払うことに定められている所でも、21才に達した女子もしくは再婚の婦人は結納がなくとも結婚する自由があるとしている。更

に両親が21才以下の娘の結婚に対し要求額だけの結納が払われない事を理由に承諾を拒否した場合、もしその要求額が部落の長によって普通充分と考えられる金額を上廻っているならば、その承諾の拒否は娘の結婚の障害とはならない。第1審裁判所は結納に対する論争に裁判権を持って居り、両親の要求額を過当とみとめればその旨の判決書を発行する。民事当局にこの判決書記録を提出すると、娘の両親の承諾がなくても婚姻の登録がなされる。

- 46 一方、むしろ慣習法の成文化という形で立法が行われている所もある。南ローデシアの住民婚姻法(1950年23号)がその一例である。この法律では婦人の後見人または住民監督官の承諾も必要であるが、婦人自身の承諾が第一の要件となっている。

グループ4 両親、後見人または他の権威あるものの承諾のみを必要とするもの。

- 47 個人の意志を殆んどあるいは全く無視する制度も幾つかある。この様な所では有効な婚姻のためには両親、後見人、または配偶者となる者に対して権威を持つ人達の承諾だけで充分である。婚姻の承諾ということについてのこのような考え方は宗教的信仰に基いて居るかまたは慣習からきている。例えばモハメット教徒に適用されるマラのモハメット法には次の様にのべられている。

“第252節、婚姻の要件

有効な婚姻には、婚姻当事者の一方またはこれに代る者から申込が行われ、相手方またはこれに代る者が、2人の男性もしくは1人の男性の立会人と、2人の女性の立会人の居る前で申込を受諾する事が必要である。これらの立会人はいずれも精神が正常な成人であるマホメット教徒でなければならない。申込と受諾とは同一の会合で述べられねばならず、1つの会合で申込が行われ、別の会合で受諾されても有効な婚姻を構成しない。文書または宗教的儀式は必要ではない。”

“第270節、未成年者の婚姻

成年期に達していない少年または少女(こゝでは未成年者と呼ぶ)は婚姻を結ぶ資格がない。但し少年または少女の後見人によって婚姻を結ぶことができる。

- 48 結婚に関する慣習法は個人の意志より共同体の利益を守ることを目的としている。慣習法は成文になっていないから共同体の集団的記憶によって存在する。また慣習法は部族や氏族の制度が残っている国および地域では特に重要である。これらの社会では、結婚は2人の人間の結びつきであるというばかりでなく血縁集団間の紐帯であるために、親戚関係のみならず部族の長の承認が必要である。伝統的に云って夫婦となる者の承諾は必要でなく、男女が親の選択を拒けることは難かしい場合もあり、部族の長に密接に結びついている場合は殊にそうである。但し実際は場合場合によって異なる。

- 49 たとえばタンカ人(南支那と香港の船乗りで広東語を話す人々)の間では、両親と祖父母、もしくは少くとも父方の祖父母の承諾が必要で、普通当事者の承諾はどるが、このことは必ずしも必要ではない。同様にサラワクのメラナ人の間でも初婚の時は当事者の承諾を必要としない。結婚には両親の承諾があればよく、両親が承諾しない場合村長や部落長にうったえることもできる。ウガンダのニョロ人はしばしば生れる前に婚約させられる。夫となる者は独立の世帯を持つ様になる迄、また妻となる者は彼女の両親の生存する限り、家長と両親の承諾を得なくてはならない。実際には当事者の承諾をえているといわれることもあるが、伝統として当事者の承諾は必要とされていない。

- 50 北ガーナのダガチ人は結婚は2人の個人の結びつきというよりも氏族の2人の成員の結びつきであると考えている。ダガチ人の婦人は生涯自分を父の家に所属し親の権威のもとにあるものと思っている。結婚の取りきめは当事者の意見をきく前に二つの家の間で始められ、しばしば強制的に結婚させられる。息子は親の選んだ娘と結婚しなければ自分で結納金(花嫁代)を調達しなければならない。娘は結婚を拒めば両方の家の不和をまねき自分自身の名前にもかゝることを知っている。結婚する2人はその年令にかかわらず両親の承諾を常に必要とする。実際に婚姻が行なわれる前に家族全員が相談をうけ、伯父、兄弟、従兄弟その他家族の誰でも、結婚に反対したり、娘を嫁にやることに反対したり、新しい家を家に入れることを拒んだりすることができる。それらの反対を時には贈物をやっておさめることがあるが、反対を強く主張した時には縁談はこわされる。こゝでは家族の承認が最終的決定になる。

- 51 ダガチの習慣は他の多くのアフリカの種族のと似ている。両親または氏族の承認を必要とするということは、結納(花嫁代)の支払ということに基いている。結納を人には絶対的に必要なものと考えて居り、これが完全に支払われた時に始めて有効な婚姻が成立する。これらの慣習法は、ナイジェリアのアイボ(ibò)、ケニアのギリアマ族、ワチヨンイ族、ワダイタ族、タンガニカのタボラ地方の種族、幾つかのバンツー族の混血であるバースト族、バコンゴ族とベルギー・コンゴの他の幾つかの種族アパー・ヴォルタのモシス族、セネガのセレレ族その他の多くの種族に見られる。実際には男子は、自分の希望を述べる機会があるのが普通で、それらの希望は考慮に入れられる。また男子には完全に再婚する自由があるようである。多くの種族で結婚の取りきめを始める前に娘に両親が相談する傾向が次第に増えている。とくに娘が読み書きができる場合にこのような例が多い。

第3節 承諾に関する規則を守らなかった場合

- 52 結婚当事者又はその他のものの承諾に関する法律または慣習法を守らないことは様々な結果をもたらす。多くの場合、必要な承諾を得ていない婚姻は最初から無効であって、何等法律的存在とならないし、したがって何等の権利も生じない。但しこのことは損害を受けた者が不当に苦しめられたこと、例えば欺瞞によって勝手に申立てられた承諾のために損害を蒙ったことなどに対し、救済を求める権利を侵害するものではない。その他の婚姻は単に取消しうだけである。すなわち、始めは有効であるが一定の事情によって無効となりあるいは取消される。または初めは無効であるがその後の行為によって有効となる。若干の承諾が得られなくても常に、いかなる状態のもとにあっても婚姻が有効とみとめられる場合は、結婚当事者または結婚式を行う者が承諾に関する法的必要手続の不履行に対して起訴されることがあり、又時に結婚当事者が財産権をはく奪されることがある。一般に必要な承諾を経ない婚姻は有効なものであっても無効なものであっても、また無効とし得るものであっても、常に結婚当事者または式を行う人達に対する刑事上または民事上の起訴理由を提起する。

無効な婚姻

- 53 グループ1に属する国々、即ち結婚当事者の承諾のみを必要とする国々は、すべて当事者の承諾を婚姻成立の必須要件としている。ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国の法律では、承諾に関する法規を守らなくても民事上刑事上の責任を問われない。このグループに属する国々は何れも大体同様である。チェコスロヴァキアがその一例である。
- 54 グループ2に属する国々（一定年齢以下のものに限り、当事者の承諾とともに他のものの承諾も必要とする国々）の婚姻は、当事者の承諾がなくても無効とはならないが、当事者が両親その他の承諾をえなかった場合に普通無効となる。たとえばアルゼンチンでは、両親の承諾の無い婚姻は無効で、未成年者が必要な承諾を得ることが出来ない場合について次の様な明白な規定がある。「これらの要件を充たしていない婚姻は、その当事者が誠意のある行動をしていても何等の法的効力をも持たない。」「身体的もしくは法律の意味における強制、偽略、人違いによる婚姻は婚姻の承諾を無効にする。」「ノルウェーでは必要な承諾の無い婚姻は無効であり、結婚式を行う者はたとえ官公吏であっても罰金を払わねばならない。ヴェトナム共和国でも同様に承諾のない婚姻は無効であるが、ここでは結婚当事者に罰金が課せられる。ヨルダンの刑法には結婚当事者の承諾もしくは両親か後見人かの承諾が無いために婚姻が無効になった際の刑罰について規定がある。もし結婚が完了した後であれば夫は結婚金を支払わねばならず、結婚が完了していなければ責任を負わなくてよい。家族法の規定に違反して結婚式をした者や

結婚の当事者となったものは6カ月以内の懲役に処せられる。

- 55 結婚当事者よりも両親の承諾を重要視するグループ3に含まれる国々では、承諾に関する規則を守らないと婚姻は無効になることが多い。このような状態は回教徒の宗教法と慣習を守る人々が多く住んでいる国々に見られる。インドでは承諾が無いと回教婚姻では無効になり、パルシー教婚姻でも同様である。必要な承諾の無いこのような婚姻は無効で何の効力をも生じないのであって、1926年の非回教徒婚姻法はすべての必要な承諾を取らなかった非回教徒間の婚姻を無効としている。無効な婚姻は存在しないという考えから、民法上刑法上の責任は生じない。

無効となし得る婚姻

- 56 多くの国々では必要な承諾を取らなかった場合婚姻は無効になり得るが、但しその後の行為が最終的に有効性を決める上に必要になって来る。たとえば、当事者の承諾が無いために最初無効であった婚姻は、当事者が一定期間同居すれば有効になり得る。有効であると思われた婚姻が偽略、強制、またはその他の理由で無効になることもあり得るが、これは普通、取消のための訴訟を起した場合に限られる。無効となし得る婚姻はグループ2と3に含まれている国々に多くみられ、その場合、当事者または結婚式を行う者が、必要な承諾を取らなかったとか或いはその他の理由で刑罰を課されることが多い。
- 57 アメリカ合衆国では結婚する一方または両方が両親の承諾を必要とする年齢でありながら承諾なしに結婚した場合、原則としてその婚姻は無効にできる。しかし20の州では親の承諾の無いことは婚姻取消の理由にはならない。カナダでは幾つかの州の法律に、必要な親の承諾を得ていない婚姻は無効である旨の規定があるが、一定の例外を設けている。たとえばマニトバ州では婚姻が完了しているとき、同居が行なわれているとき、また結婚式の前に肉体的交渉があったときは、婚姻無効の宣告を請求することができない。ノヴァ・スコシア州とサスカチュワン州でも同様である。ヴェネズエラとニカラガでは婚姻が完了していれば取消の訴訟を起すことはできない。又、トルコでは妻が妊娠すると訴訟は起せないことになっている。
- 58 黙認したり、訴訟が遅れたりすることも無効にしうる婚姻を有効にすることになる。たとえばフランスでは、親の承諾のない婚姻に対しては、未成年者である当事者の一方又は双方、あるいは、承諾を与えるべき人々から、訴訟を起すことができるが、婚姻の事実がわかってから1年間経過するか、或いは両親、後見人が黙認するかまたははっきりとこれに同意した場合は、両親や後見人は取消の訴訟を起すことはできない。また当事者は成年に達したのち1年以内に訴訟を起さないとき、また成年に達した後6カ月間同居し続けた場合は、訴訟を起すことができない。メキシコでは、両親か後見人または承諾を必要とする人が婚姻取消訴訟を起すのであ

るが、婚姻を許さないならば30日以内に訴訟手続をしなければならない。オランダとドイツ連邦共和国でも時が経過したり後になってこれを許したりすることは訴訟にとって妨げになる。

59. 多くの国々で偽婚や強制は婚姻無効の理由になる。インドではヒンズー教の婚姻取消願は偽婚による婚姻の事実が判明した時、または強制による結婚後1年以内に出さなければならない。韓国では3カ月以内に訴訟を行わなければならないが、訴訟が成功しても婚姻の無効は遡及力を有せず判決の日から無効になるだけである。中国では偽婚や脅迫による婚姻取消願は6カ月以内に裁判所に提訴しなければならない。

60. 大抵の国々では、法律によって承諾を必要としている結婚式を司率する人々は、それらの承諾を取ったかどうかを確かめなかった場合、法律違反としてまたは義務の遂行を怠った科で起訴される。アルゼンチン、セイロン、フランス、ハンガリー、ニュージーランド、メキシコ、マラヤ連邦（キリスト教結婚）とその他の国々および地域で、この様な際の結婚司率者は罰金または拘禁に処せられる。また結婚した当事者が、年令と承諾等について誤った申告をした科で起訴されることもある。無効にできる婚姻は結婚当事者の民事上の権利に種々の影響を与えることがある。セイロンでは一般法で、法律に違反した当事者に利益を得させないと同時に、違反していない当事者および関係者の権利を保護して、裁判所が財産処分命令を発する。ギリシャの民法では法律に違反していない当事者は、相手方に対する離婚訴訟に有利になる様なすべての権利と救済が与えられている。ハンガリーの民法では、結婚する一方の側が相手方を騙して結婚した場合、その騙された相手方は有効な婚姻において財産権を支配する規則の適用を要求できる。結婚の当事者の両方に善意がなかったりまた、裁判所がその結婚を無効であるとした場合、財産権の問題は婚姻が有効であって後に解消したものとしてこれを扱う。両方に善意があれば、有効な婚姻としての規則が適用される。南アフリカ連邦では成年者が必要な承諾を取らないで未成年者と結婚した場合、相手方の未成年者の財産に対し法定相続人たる権利は失わないが、この財産から利益を受けることはできない。両方が未成年者で承諾なしに結婚した場合は、この規定は適用されない。しかしどちらか一方の未成年者が承諾なしに結婚した場合は、このものは成年者と同様に扱われる。この様な取扱いは無効としうる婚姻だけに適用される。

61. 幾つかの国々では損害を受けた当事者は相手方に対して損害賠償の民事訴訟を起すことができる。韓国ではそれらの訴訟の理由は契約違反と精神的損害となっている。タイでは扶養料が請求され、ヴェネズエラでは、損害を受けた当事者が婦人であれば結婚の持参金が支払われる。多くの国々では、無効となった婚姻による子供は嫡出子とされる。

有効な婚姻

62. 必要な承諾が無いために、当事者が罰を受けねばならないかまたは少なくとも叱責を受けねばならない場合でも、婚姻は有効となることも多い。その様な婚姻は第2、第3、第4の分類に入る多くの国々と地域に多いが、殊に第2のグループに入る国々に広く見られる。ここでは当事者の承諾が婚姻成立の要件であって、親の承諾を得ないことは必ずしも婚姻を無効にする要素とはならない。

63. オーストラリアの各州とカナダの幾つかの州ではこの形をとっている。オーストラリアのニュー・サウスウェールズ州では、未成年者の結婚に際し承諾を得ていないことを知りながら式を行なったものは罪になり、承諾その他の文書を偽造したり、偽りの陳述をしたものは重い罰を課される。他の州にも同様の法律がある。カナダのオンタリオ州では親の承諾は婚姻の有効性に影響しない形式的手続とみて、その様な承諾を得ないで結婚する未成年者に対しては民事上刑事上の責任を負わせてはいないようである。ニュージーランドでは1955年の婚姻法の第18節に定められている承諾のうちどれかを欠いていることは婚姻を無効にしない。しかし、承諾が必要なことを知りながら承諾を得ない結婚に対して婚姻証明を発行したり、結婚式を挙げたりする戸籍係官は罪に問われる。また必要な承諾を避ける為に故意に偽りの申立をする結婚当事者はいずれも罪に問われる。その他の関係者は承諾が無いことについては民事上の責任を問われない。

64. チリの民法では幾つかの承諾が無くては結婚する事が出来ないが、それらの承諾のないことが婚姻の有効性に影響を与えるものではない。但し若干の民事上の結果を生じる。たとえば第114条では

「必要な尊属の承諾なしに結婚する者に対しては……承諾を必要とした者のみならずその他のすべての尊属が相続に関してこれを廃除する事が出来る。それらの尊属が遺言を残さないで死亡した場合は、当の卑属はその者の相続すべき遺産の2分の1以内においてこれを相続する。」

とあり、第115条には次の様にある。

「承諾が必要である尊属からこれを得ないで……婚姻をした卑属に対しては、この事を理由に婚姻前に行ったいかなる贈与もこれを取消すことができる。」

65. キューバでは、承諾の無い婚姻は有効ではあるが民事上の結果を生ずる。その様な婚姻は財産の完全な別産制をとり、結婚の当事者は各自の財産の所有権と管理権を各々持つが、家計費に対する支出の割合を分担せねばならない。更に配偶者は相互に贈与または遺言によって財産を取得してはならず、もし一方が解放されていない未成年者であれば、成年に達する迄その財産を管理してはならない。またその生計費は財産よりの純収入を超えてはならない。

慣習法による婚姻の有効性

66. 結婚当事者の承諾を必要とせず、家族または部族の利益が最も重要視される第4のグループに属する国々と地域では一般的な形がない。これらの国々と地域では大抵慣習法が行われて居り、かなりの相違がある。幾つかの種族では婚姻を有効なものとして認める前に両親、血縁者、またしばしば種族の長の承諾を必要とするという規則を厳格に守っており、南アフリカのズル族などの慣習法ではこのような規則に違反したものに対し損害賠償の定めがある。しかしウガンダのニョロ族や南スーダンのマンダリ族などの種族では、結婚当事者によると種族の長老によるとを問わず、承諾の無い婚姻が一般に有効である。家畜を支払うことによって婚姻を合法とするスーダンとケニアのナイロート族とパンツ族では必要な承諾のない婚姻は結婚後家畜を支払うことによって有効なものとなる。

第2章 結 婚 年 令

第1節 総 括

67. 大多数の国や地域では男女の結婚最低年令を定め、その年令以下では婚姻は有効とならないことを規定している。成熟期に達しない児童の婚姻契約が行なわれうる国々では、そのような場合実際に結婚生活に入ることは通例違法とされている。したがってこのような契約は多くの場合婚約の性格を帯びる。大多数の国は婚姻の最低年令を規定した法律をもっているが、いくつかの国や地域は慣習にしたがっている。またアングロサクソンのコモンロー系統の法制をもつ国々では今なおコモンローが適用されており、したがって、婚姻関係の事項は中世キリスト教会のカノン法にもとづいている。また国民の大部分がローマ旧教徒であるような国々の法律も、近世カノン法の影響を受けている。このほか数カ国の婚姻法はイスラム法に則っている。
68. 重大事由のある場合（通例妻となるべきものの懐妊の場合）、多くの国では権限ある国家又は宗教上の当局が特別免除を与えうるとしている。当事者の一方又は双方が法定年令以下である場合に、こうした特別免除を受けずに行なわれた結婚は、国によっては全く無効である。又国によってはそのような結婚は有効ではあるが、当事者の一方又は双方、あるいは結婚式を司宰したものが処罰され、時としては夫婦の財産権に影響が及ぶ。しかし大多数の国では、このような結婚は取消しうべきものとなっている。すなわち、当初は効力をもたないが、後に、たとえば当事者が法定年令に達して追認をおこなったとき、または取消請求が行なわれる以前に子供が生れたときに、効力を生じる。反対に当初は有効であるが、後に無効となることもある。すなわち、取消請求が行なわれ、裁判所の判決が下されるまでは、この結婚の効力は最終的には確定しない。
69. 巻末の表はこの報告書の研究対象となった国や地域における最低年令を示す。また関係法規のある国については法規名を記載し、特別免除の有無及び法定年令以下の結婚の効力の有無を記載した。

第2節 年令に関する要件

70. 婚姻の最低年令を法律で規定している国の多くは、女子の年令を男子より一般に2才の差をつけて低く定めている。男女の年令を同一としている国は、ソ連のいくつかの共和国、カナダのいくつかの州、英国、ニュージーランド、ユーゴスラヴィア、チェコスロヴァキア、ガブリア等である。男女の年令を同一とする国々では、女子の年令を男子に合せて引上げる傾向にある。

一般的にみて、各国の定めている最低年齢は、地理的気候的にみて一定の地域に共通性があるとはいえず、型の相違は世界中にばらまかれている。しかし最近最低年齢の法律を作った国々では、年齢を高めている傾向がみられる。付録の一覧表中最低年齢の法律のある国々の中での最低年齢の最高は男子21才、女子21才、最低は男女とも12才である。

71. いくつかの国では、最低年齢について特に法規を設けていないが、一定年齢以下のものの婚姻には両親その他のものの承諾を要するとして制限を設けている。例えば、ガーナの婚姻法によると、21才以下では両親の承諾なしに婚姻できない、またカナダの2つの州（ノヴァスコシアとプリンスエドワードアイランド）では、21才までは両親の承諾を要するとしており、これが制限の役目を果していると思われる。しかしアングロサクソンのコモンロー系の法制をもつ国々では、最低年齢の規定はなくとも、男子14才女子12才のコモンロー年齢が適用されるようである。オーストラリアの3つの州、すなわちニューサウスウェイルズ州、ヴィクトリア州及びタインスマン州では、そうなっているようである。

72. マホメット律法には婚姻の最低年齢はないが、慣習的に青年たちは成熟期年齢以前では結婚しない。ワリすなわち後見人は、年齢にかかわらずマホメット教徒を結婚させることができる。しかし未成年者は成年に達したときにそのような結婚を拒否する権利がある。インドの回教徒婚姻解消法（1939年）は15才以下で結婚させられた妻に拒否の権利を与えて保護している。但し、18才に達するまでに拒否権を行使し、しかも実際に結婚生活に入っていない場合に限るとされている。インドとパキスタンでは、児童婚禁止法（1929年）が男子18才女子15才以下の結婚に対し、一定の刑罰を課することによって、保護措置を講じている。スーダンでは、回教徒以外のものに対しては男子15才、女子13才の結婚最低年齢を定めているが、回教徒に対しては最低年齢を定めた法規も宗教的慣習も慣習法もない。

73. 世界のある地域では、児童期、成年期、老年期という状態があるだけで、年齢は歴年によって数えられていない。少年少女は成熟期に達すればいつでも結婚できるのであるが実際には経済的理由のために結婚がおくることが多い。結婚は個人の結合というよりはむしろ家族又は種族間の結合と考えられており、種族の利益のためには、何才であっても婚約することがある。生れる前に婚約することさえある。英領ギアナのアカワイス族や北ニューギニアのタング族などでは、結婚の意義は主として経済面にあつて、結婚しようとする男女の労働能力が性的成熟度と同程度に必要とされる。児童婚が非難されるのは、専らこの理由による。

74. 多くのアフリカの種族は厳格な不文律をもっている。たとえば北ローデシアのロジ族とカワイ族の間では幼時期の婚約は罪惡とされ、成熟年齢以前の結婚は無効とされ、そのような結婚を許可した後見人は処罰される。南スーダンのマンダリ族は成熟期に達しない少女との性交を

重大な罪と考えている。オランダ領ニューギニア（アダット族）の慣習法によると、妻となるものが性的に成熟しないうちに性交を行った男子は重い罰に処せられる。アフリカの少女は普通13才から15才の間に成熟期に達すると考えられている。男子の場合は成熟期（普通16才前後）に達しており、且つ一家を支え結婚費用を支払う能力がなければ結婚できない。

75. 少なくとも男子に対しては成熟期に達しているということが婚姻を有効とする要件とはなっているが、女子の場合は「幼ない少女に花嫁代を支払って邸につれて行き妻と呼んでいるような実例がとくにしゅう長の家などでは少なくない。このような場合肉体的関係は少女が成熟期に達するまでは起らないといわれているが、実際は必ずしもそうではなく、多くの娘たちが、幼少時の結婚が原因で、出産時あるいはそれ以前に死亡していることはたしかである。「このような状態はアフリカの諸所に、たとえば北ナイジェリアのアダマワ地方の諸種族、ベルギー・コンゴのヌンド族とウバンギ族、ルアンダ・ウルンデのパルンデ族、アイヴォリーコースト共和国のベテ族の間にみられる。しかしケニアのキクユ族とバストランドのバスト族は児童結婚について厳格な考え方をもち、男女とも成熟期後何年か経たなければ結婚しないのが普通である。学校教育の普及とともにアフリカにおける結婚の型は変りつつある。教育によって人々は自分の年齢を知るようになり、結婚の最低年齢を定めることも可能になってきている。

第3節 特 別 免 除

76. 結婚の最低年齢を定めている多くの国では、これを厳格な規則として、特例や免除を許さないが、いくつかの国では一定の事情のあるものに対して例外を認めている。しかし免除は、法定年齢以下でも一定の年齢に達したものにだけ与えられることが多く、また免除の例外的な性格を強調する意味から、免除を出すことのできるのは州の長官又は裁判所や政府の要人、あるいは宗教上の高位者に限られている場合が多い。

77. 例えば、ベルギーの民法では、重大な理由のあるとき皇帝が特別免除を与えうることが規定されており、実際には妊娠の場合にだけ免除が行われる。同様、フランスでは大統領が、ヴェトナム共和国でも大統領が、重大事由による特別免除を与える。ノールウエイでは知事がこの権限をもっている。少数の国ではこの問題は地方的な段階でとり扱われているが、上級の当局に訴える権利が与えられている場合が多い。スウェーデンの法律では、男子21才女子18才の最低年齢を定めているが、地方当局に認可を申請して特別免除を得ることができる。男子の場合は、18才に達しており、両親が結婚を承認し、妻を扶養する場合に、許可が与えられる。女子については、通例妊娠中の場合、出産した場合、又は肉体的に結婚に支障のないこと

第4節 結婚の効力

を証明しうる場合に特別免除が与えられる。地方当局が不許可とした場合は、皇帝への請願が許され、法務大臣を通して請願書が出される。

78 特別免除の申請は裁判所に対して行われることも多い。たとえばアルゼンチンでは、民事及び刑事裁判所の裁判官によって免除が与えられる。ドイツ連邦共和国では男女とも後見人裁判所から特別免除を受けることができる。但し男子は18才(法定最低年齢は21才)に達しており、年齢宣告を受けていること、即ち既に両親の監督又は後見下にないことが条件となっている。いくつかの州では民事当局が特別免除を与える。アメリカ合衆国の31の州では、法定の最低年齢(即ち両親の承諾を要する結婚についての法定最低年齢)以下の者に対して特殊事情——特に女子の妊娠の場合——のある場合に裁判所の許可によって結婚を許している。オーストラリアの西オーストラリア州とタスマニア州では、州長官が重大事由に対して特別免除を与えることを規定している。ユーゴスラヴィアでは婚姻基本法の定めた18才の年齢制限以下の結婚に対する許可は権限のある地方裁判所が行なう。しかし決定に先立って裁判所は両親又は後見人と面接し、すべての事情を調査する。ソ連では、自治共和国のソヴェイト最高会議及び地方、市、地区ソヴェイトの執行委員会が、申請に対し例外措置として女子の最低年齢を1才だけ引下げることが認められる。

79 ある国々では、女子に対してだけ裁判所その他の当局が特別免除の許可を与え、男子に対しては与えない。ルーマニアとカナダのアルバータ州がこの例である。イスラエルの婚姻年令法(1950年)は女子だけに適用するものであるが、女子が出産した場合又は妊娠中の場合に限って地方裁判所が法定年齢以下の結婚に許可を与えることを規定している。

80 法定年齢以下の結婚に対して特別免除を与える国々では、絶対的な最低年齢を定めている例が多い。例えばオーストラリアの南オーストラリア州では男子18才女子16才の最低年齢を定めているが、男女がそれぞれ14才と12才以下でないときは、特別免除が与えられることが規定されている。イランの民法は18才と15才以下の結婚を禁じているが、当事者が15才と13才に達している場合に限り、法務長官の命令により且つ裁判所の承認を経て、特別免除を与えることを規定している。トルコ、スイス、白ロシア共和国、チェコスロヴァキアの国々はいずれも免除の最低年齢を定めている。いずれも免除のない結婚の適法年齢は、免除の与えられる絶対的最低年齢よりも約2才上である。

81 特別免除の規定をもつ国が必ずしも両親又は後見人の同意を必要とするとは限らない。フィンランドやトルコなどでは同意が絶対必要であるが、ソ連やオーストラリア(南オーストラリア州)などでは同意は必要とされていない。

82 大多数の国は最低年齢を設定しており、その年齢以下では一定の例外又は特別免除の許可のある場合を除き法律上の婚姻が成立しないことになっているが、特別の許可のない法定年齢以下の結婚の法的効力は国によって異っている。いくつかの国ではこのような結婚は最初から無効である。すなわち法的には結婚の事実がないものとみなされる。その他の国々では完全に有効と認められるかわりに、通例法律違反として処罰される。しかしこのような婚姻は取消すべきものとなっているのがもっとも一般的である。すなわちその効力は直ちに決定せず事後の事態によって決定する。たとえば、当初は有効であるが後に無効となる場合があり、また当初は無効で、後に有効となりうる場合もある。

83 有効な結婚の最低年齢を定め特別免除を付与せず、したがってこの条件に合致しない結婚をすべて無効とする国には、セイロン(一般法による結婚)、チリ、インド(1954年結婚特別法による結婚)、ヨルダン、アラブ連合共和国、ヴェトナム共和国、フィリピン、アルメニア、アゼルバイジャン、モルダヴィアン・ソヴェイト共和国等が含まれる。特別免除を受けずに法定年齢以下で結婚した場合に、これが無効となるのは、イラン、レバノン、オランダ・ニューギニア、ウクライナ・ソヴェイト共和国等である。これらの国では大抵い罰則がある。たとえば英国とウクライナ共和国では、故意に虚偽の申告を行なったものに対して刑罰が課せられる。ヴェトナム共和国では、効力のない結婚をした当事者に罰金が課せられる。チリ、トリニダッド、トバゴなどの諸国は処罰を行なわないようである。

84 しかし特別免除のない最低年齢以下の結婚を有効とする国もある。オーストラリア(タスマニア州)、インド(ヒンズー教徒と回教徒の場合)、ノールウェー、ニュージーランド、ガマラ(18才以下でも有効であるが、但し男子16才女子14才以下の場合は取消すべきものとなる)、トルコ及びデンマーク等がこれにあたる。以上の国では一般に、結婚は有効であっても、法律違反に対しては一定の罰則がある。処罰を受けるのは結婚当事者又は結婚司事者、もしくはその両者である。たとえばタスマニアでは当事者と司事者ともに罰金が課せられている。インドの児童婚禁止法(1929年)は、児童結婚の効力には影響を与えないが、このような結婚を契約した18才以上の男子、このような結婚を「実行又は指導し又は命じた」もの及び当該未成年者に対する責任者に対し、罰金または懲役刑を課す。

85 しかし多くの国では特別免除のない法定年齢以下の結婚は取消すべきものとなっている。すなわち、当事者その他関係者の請求によって取消された場合は無効となるか、当事者が法定年齢に達したときに追認しうるとする例も多く、その場合は有効となる。追認は普通遡及効が

ある。ブラジルの民法ではこのような結婚が取消しうべきものであることを明確に規定しており、取消請求手続の規定及び当事者が知事又は登録局の役人に対して行なう追認手続の規定を設けている。その215条には「妊娠に至った結婚は年令の理由によって取消すことを得ない」とある。アルゼンチンでは特別免除のない最低年令以下の結婚は取消しうるか、取消請求が行なわれない場合はその効力を失わず有効とみなされる。同様オーストラリア（ニューサウスウェイルズ州）でも法定年令以下の結婚は取消しうるにすぎず、最低年令に達した後まで当事者が同棲をつづけているならば追認することができる。ベルギー及びフランスではこのような結婚は、当事者本人又は官公吏の請求によって無効となしうる。但し当事者が法定年令に達したのち6か月を経過したとき、又は妻が結婚後6か月以内に懐妊したときはこの限りでない。韓国でも同様である。（但し訴訟手続を開始しうる時から6か月以上経過したときはその取消を請求することができない。）またタイ国、ルーマニア、ヴェネズエラ、チエコスロヴァキア、スイス、スペイン、セイロン、その他の国々も同様である。

86 カナダのマニトバ州及びサスカチュワン州では、法定年令以下の結婚は、挙式以前に性交の行かれた場合は取消しえない。ケベック州では、両親の承諾のある場合は取消すことができない。ドイツ共和国でも同様である。日本では、当事者の一方の死亡後においては結婚の取消請求を行なうことができない。又白ロシア共和国では、当事者の一方が婚姻関係の結果病気になるもしくは労働能力を失ったときは、取消請求を行なうことができない。

87 一般に、無効となるべき結婚が有効とみとめられるのは生れてくる子供のためと同時に当事者本人のためを慮っての措置であり、結婚生活をつづけることが本人の幸福になることが明らかであるときに行なわれるといえよう。しかし多くの国では当事者と結婚式の司事者とが最低年令の法律違反に対し、あるいは年令、特別免除、承諾等に関する虚偽の申告に対して処罰を受ける。

88 取消しうべき結婚が取消される場合にも、子供の利益は配慮される。ハンガリーの法律は、結婚が無効となっても父親の保護義務には変りないことを明確に規定している。

89 婚姻の効力を定めた慣習法にはいろいろある。西ガーナのアカン（アシャンティ族、ブロンクス族、ファンティ族、アカビム族、アジンス族を含む）などの民族の間では、婚姻年令——この場合は成熟期——に関する習慣的な規範を守らなかった場合、婚姻は無効となる。しかしその他の民族、たとえば北ガーナのダガチ、南ナイジェリアのエド語を話す民族、ベルギー・コンゴのバサンガ及び付近の種族、アイボリーコースのペーテなどでは、両親の承諾があるならば、年令のために婚姻が無効となることはない。

第 3 章 結 婚 の 登 録

第 1 節 総 括

90 今なお慣習法にしたがっているいくつかの地域を除いて、大多数の国及び地域では婚姻登録制度が定められており、そのうちいくつかの例外を除いては、登録を行わないものに刑罰を課すことによってこの制度を強制実施している。しかし婚姻の成立に登録が絶対必要であることを規定している国はむしろ少い。事後における登録を必ずしも絶対的に必要としない国の中には、結婚許可証の発行及び結婚予告の公表に関する厳格な要件を定めているものもある。

91 婚姻登録が民事上の儀式の一部となっている国もある。いくつかの国では登録の実施を婚姻成立の絶対的要件としている。このような国では多くの場合宗教上の儀式は問題としていない。

92 登録は普通国の公式記録の一部となる登録簿に記録を入れるという方法で行なわれる。この登録簿には登録原本が綴られることもあるが、国によっては地方吏員又は結婚を司事した者（聖職者あるいは一般権威者）から送られてきた報告書をまとめて保存している場合もある。ある国では挙式の際あるいはその直後に、結婚許可証が作成され、挙式司事者は直ちにその写しを結婚当事者の一方又は双方に交付する。登録の際結婚当事者本人の出頭を必要とする国もあるが、代理人又は弁護士代理出頭をみとめる国もある。本人が出頭しない場合は一般に本人又は結婚式を司事したものの供述が提出され、記録の一部として残ることになる。ある国々では、その国の婚姻法によって行なわれる結婚だけに登録が必要とされ、慣習法による結婚は登録を必要とせず、しかも同様に有効とみとめられる。慣習法だけしかない国や地域では、しばしば正式の記録というものはないが、結婚を記念するような何らかの慣習があって、この慣習が厳格な登録制度と同じ程度に結婚が行なわれたことを証明する機能を果している。

第 2 節 登 録 に 関 す る 規 則

93 登録の問題に関して、この報告書の研究対象となった国々を次の3つのグループに分けることができる。1) 登録が婚姻成立の要件となっている国、2) 登録は義務的ではあるが、婚姻成立の要件とはなっていない国、3) 登録を必要としない国。

グループ1 登録が婚姻成立の要件となっている国

94 多くの国では、登録しない限り結婚は有効とみなされない。一般に登録は民事上の儀式の一部となっており、このグループに属する国の多くでは、宗教的儀式によって行われた結婚は認められない。ソ連の各共和国の法律は何れもこの意味の規定を含んでいる。たとえばウクライナ

共和国では民事上の婚姻のみが認められ、登録所当局による登録が必要とされる。白ロシア共和国の法律によると、1944年7月8日以前から事実上婚姻関係にあった男女は、結婚の登録を行ない事実上の婚姻期間を申告することによって婚姻関係を合法的なものとする事ができる。キューバの法律でも、登録は婚姻成立の要件となっており、宗教上の結婚は法的には無効である。同様アルゼンチンにおいても民事当局の前でとり行われた結婚だけが合法とされ、民事婚姻法には、登録官の前に当事者本人が出頭すべきこと、結婚の意志を口頭と文書で宣言せねばならないこと、承諾の必要なこと、その他関連事項に関して長い詳細な規定がある。結婚許可証が挙式の際に作成され、謄本一通が当事者に交付される。このような手続はユーゴスラヴィアでも同様である。ユーゴスラヴィア、アルゼンチンなど、民事上の結婚式について規則をもうけている国々では、結婚した当事者が望むならば、その後において宗教的な規則による結婚をとり行なうことは差つかえないとしている。

95 タイの民事商法では、登録が婚姻成立の要件となっている。この法律制度のもっとも重大な結果は、これによって一夫多妻に終止符が打たれたことである。一部住民の間では単なる同棲関係による結婚の慣習はまだ一般的ではあるが、遺産相続や遺言のない死亡の場合などに法律問題が起ったようなときは、そのような結婚は法律上存在しないものとみなされる。

96 アイルランドでも、登録は婚姻成立の要件となっており、宗教上の儀式の場合は当事者が教会の登記簿に署名すればよいことになっている。ウルグアイでも登録のない結婚は無効である。しかし事務の手落から登録を怠っている場合は、裁判所が措置する。

97 僅かの例外を除いて大抵の国では結婚当事者本人の出頭が登録の要件となっている。たとえば、セイロンのカンディ婚姻離婚法(1954年44号)によればカンディの法律の支配を受ける人々の間の結婚は“この法律にもとずき挙式及び登録を行なうべきこと”及び“結婚当事者二人及び立合人二人の面前において登記官が挙式をとり行なうべきこと”が定められている。

ヴェトナム共和国においても登録が婚姻成立の必須要件となっており、両当事者は国家官吏の行なう登録に出頭することを要し、これを行なわないとき結婚は無効を宣告され、両当事者は罰金を課せられる。

98 しかし、ある国々では代理人又は弁護士の出頭をみとめている。メキシコでは、当事者の何れかが結婚登録の権限をもつ役所に出頭することが出来ない場合は、このことのために特に指名された代理人が代って出頭することができる。その場合代理権の委任は委任した本人及び立合人二人の署名のある公文書又は私文書をもってし、署名については公証人、一審裁判所又は下級裁判所の裁判官あるいは州裁判官の証明を必要とする。イラン、ユーゴスラヴィア及びヨルダンにおいても弁護士が結婚当事者の代理をすることが許されている。ヨルダンでは登録はシャリ

の裁判官又はその代理に対して行われる。

99 韓国では当事者本人の出頭は必要とされておらず、当事者及び成年の証人二人の署名のある婚姻届出書を登録を取扱う役所に提出すれば足りる。しかし登録は婚姻成立の要件となっている。日本でも同様な手続がとられているが、届出は当事者双方及び成年の証人二人以上から口頭又は書面で行なわなければならない。届出のない結婚は無効とされる。但しその届出が上記の条件を欠くだけであるときは、婚姻はこれがためにその効力を妨げられることがない。

100 ブラジルの法律では、婚姻の挙式はその権限をもつ民事当局の面前で行なわれねばならず、両当事者の立合のもとに婚姻台帳に記録が書込まれる。しかし、民事上の効果をもつ宗教結婚の場合は、当事者は登録所に出頭する必要はない。当事者の一方が重病である場合も同様である。挙式の際、あるいは以上の二つの場合は挙式後において、婚姻登録を行なわなかったときは、その婚姻は無効とされる。

101 いくつかの国 — 例えばアルゼンチンとユーゴスラヴィアでは、挙式の際に婚姻証明書が交付される。その他の国 — 例えばブラジルでは、婚姻の証明には婚姻台帳にある記録の謄本を発行し、挙式の際には証明書を交付しない。

102 このグループに属する多くの国は、登録に関する要件を欠く場合に、刑罰を課している。一般に登録事務を取扱う官吏が職務の遂行に欠けることがあった場合は、その者が罰せられる。スイス、日本及び韓国では、処罰は行わないようであるが、メキシコなどでは登録事務に過誤のあった役人はその職を免ぜられる。又ユーゴスラヴィアでも怠慢な役人は処罰せられる。ヴェトナム共和国では当事者双方に罰金が課せられる。ヨルダンでも同様である。ソ連の各共和国の刑法では、登録を取扱う役所に対して虚偽の申告をしたものは処罰せられることになっている。

グループ2 登録を婚姻成立の要件としない国

義務的登録

103 この報告書の研究対象となった国の大多数では、登録は婚姻成立の必須要件ではないが、義務的となっており、この要件を欠く場合は刑罰が課せられる。

104 しかしこれらの国々の多くは、第1のグループに属する多くの国と同様、官吏の司率によって儀式をとり行なうことを婚姻成立の必須要件としている。しかし第1のグループと異なるところは、このグループでは登録を婚姻成立の基本的要素とはみなさない点にある。たとえばベルギーの法律では民事上の儀式が婚姻の成立に絶対必要な形式要件となっており、両当事者がこの儀式に参列すべきことが定められているが、登録に関する規則違反は、そのため役人が懲役や罰金刑に処せられることはあっても、婚姻そのものを無効にすることはない。ドイツでは婚

姻の契約は、当事者双方が登録官の許に出頭し、婚姻の意志を共に宣言することによって成立する。その際登録官は家族合帳に婚姻を登録するのであるが、登録がされてないとしても婚姻が無効になることはない。ガテマラでは両当事者は婚姻を“公認”する官吏の許に出頭しなければならない。この官吏は市長かその代理でもよく、又公証人でも、あるいは場合によっては下級裁判所の裁判官でもよい。この官吏は婚姻を公認した後15日以内に登記所に婚姻の報告を行なわねばならない。もし報告を怠ったときは、罰金に処せられる。しかし婚姻の登録がされていなくとも婚姻の効果には影響はない。

105 このほかのいくつかの国では、登録の義務制をとってはいるが、婚姻の成立要件として民事上の儀式を必ずしも必要としていない。結婚式は当事者の希望次第で、宗教上の高位者が行なってもよく、また国家官吏が行ってもよい。

106 イスラエルにおける婚姻手続はその代表的なものである。イスラエルの婚姻及び離婚（登録）法によると、婚姻の登録を行う責任は“登録担当官”にあって、登録担当官には、宗教結婚でない場合は儀式を司率する官吏、回教結婚の場合はイマム、キリスト教結婚の場合は僧侶、ユダヤ教結婚の場合はラビ、ドゥルース教の結婚の場合は種族の族長（シェイク）があたる。登録担当官は結婚式の際登録を行ない、写し四通を作成し、各通毎に署名捺印し、当事者本人、その両親及び証人についての詳細とともに、婚姻の時及び場所を記入する。そしてその一通を登録台帳に入れ、一通を各月末にその地方の地方長官に送り、当事者双方に一通ずつ小額の料金をとって交付する。当事者はいつでも地方長官からさらに謄本の交付を受けることができる。当事者は婚姻が登録されたかどうかに注意していなければならない。登録が行われなかった場合は懲役刑に処せられることがある。しかし、登録が行われなかったことによって婚姻の効力に影響が及ぶことはない。

107. オーストラリアの多くの州でもイスラエルの法律と類似の法律をもうけている。例えばニューサウスウェイル州の婚姻法（1899～1956年）には、挙式後、司率牧師、又は宗教結婚でない場合は登記官が婚姻証明書を作成すべきこと、その書類にはこれらの者の署名とともに、両当事者及び証人二人が署名すべきことが定められている。司率牧師又は登記官の署名のある証明書の謄本が当事者の一方に交付され、挙式後一か月以内に、式の主宰者は婚姻の行なわれた地方の登録官に証明書の原本を送らねばならない。結婚式の主宰者である牧師その他のものが上記の規定に違反した場合は罰金を課せられる。カナダ各州の法律も多少の相異はあるがほぼこの型である。サスカチエワンの婚姻法では、結婚式の主宰者は婚姻登録を行ない、結婚式の終了後両当事者に証明書を交付すべしと定めている。又挙式後2日以内に主宰者は、両当事者、主宰者本人及び証人2人の署名のある届出書を人口統計局長官に送り登録をうけねば

ならない。これを行なわないときは罰金に処せられる。同様な手続を定めている国はインド（パルシー教徒及びキリスト教徒に対し）、パキスタン、ニュージーランド、スーダン（非回教徒に対し）、トリニダッドトバゴ、オーストリア、マラヤ連邦（キリスト教徒に対し）の諸国である。アラブ連合では登録は法律によって必要となっている。しかし登録がなくとも婚姻の効果には影響はない。

108. いくつかの国では一定の手続規定をもうけ、これを守らないときは婚姻は無効となるとしている。その手続は挙式の前に行なうものもあるが、挙式の場所及び儀式の形式に関するものもある。このような国は婚姻の登録について厳格な条件を定めてはいるが、登録がなくとも結婚は無効とはならない。例えば英国の1949年の婚姻法は、結婚許可証（場合によっては証明書）の発行について、また特定の場所で結婚式を行うべきことについての規定をもうけている。当事者がこの規定に従わない場合は婚姻は無効とされる。婚姻登録は義務制であり、同法の第五章には、婚姻登録についてのかかり詳しい規定がある。結婚式の主宰者は登録についての責任を負い、これを怠ったときは処罰される。しかし、登録がなくとも、それまでの手続きに欠けるところがなければ、結婚は有効とされる。

109 アメリカ合衆国でも同様である。質問書に対する回答の中で政府は次のようにのべている。

“各州とも結婚しようとするものは最初に結婚許可証の交付をうけなければならないことを規定している。法律はこのような許可証が民事当局、即ち町及び市の特定の吏員によって発行されることを規定している。許可証発行後一定期間内に結婚式が行なわれねばならない。結婚式は民事当局あるいは宗教当局の何れによってもとり行われうるが、結婚式の主宰者はとくにその権限を与えられたものでなければならない。結婚式の主宰者は婚姻証明書を作成し、これを許可証とともに、許可証を発行した役所に返還し、ここで結婚の登録が行われる。婚姻登録簿は一般の閲覧に供される。結婚許可証の交付をうけこれを使用しなかったものはこれを発行した役所に返還しなければならない。”

“許可証を発行した役所が婚姻の登録を行わねばならないことは各州共通の規定であるが、

11の州では結婚式の主宰者に対して主宰した結婚の記録を保存することを求めている。”

110. 登録のない結婚の効力に関してアメリカ政府は次のように述べている。

“婚姻の登録は各州とも必要であるが、許可証と結婚証明書の返還を怠り、あるいは登録を怠ったとしても、そのために婚姻が無効となることはない。しかし、婚姻事実の有無が後に問題となった場合、公の記録がないときは、婚姻がたしかに行なわれたということを何か他の方法によって立証することが必要になる。”

111. フィリピンでは、結婚許可証をうけずに結婚式を行なった場合はその結婚は無効である。

しかし登録を怠っても無効とはならない。ガーナにおいても法律第127章による結婚については以上に同じである。

- 112 一般に登録手続の間当事者本人が立会うようにはなっていない。イスラエル、オーストラリア及びガテマラでは、結婚式場で又は挙式後、書類に署名をする際には当事者本人がその場に居なければならないが、普通登録の際には登記所その他の役所に出頭する必要はない。アメリカ合衆国では結婚の登録をする際は当事者は関与しない。登録は事務的な手続きであって、結婚証明書が作成され許可証とともに送り返されてきたときに許可証担当の役所が行なうものである。一方又ハンガリーなどでは、登録は民事上の儀式の一部として行なわれる。いくつかの国では許可証又は婚姻記録の謄本が当事者の一方又は双方に自動的に交付される(たとえばアメリカ合衆国の12の州及びイスラエルでは当事者双方に対し各一通を、アメリカ合衆国のコロンビア特別区と28州及びオーストラリアのニューサウスウェイルズ州、カナダのブリティッシュコロンビア州、サスカチワン州では二人に対して一通を交付する)その他の国々ではこのような手続はとらないようである。

- 113 登録を怠ったがための処罰は結婚式の主宰者、— 官吏または聖職者 — に課せられるのが普通であるが、国によっては当事者も処罰されることがある。カナダ(オンタリオ州)、インド及びパキスタンでは挙式の主宰者と当事者の両方に処罰が及ぶ。

非義務的登録

- 114 婚姻登録の機関をもうけてはいるが、登録は義務制でなく、登録をしなくとも処罰されないという国も多い。
- 115 ハンガリーでは、当事者が登録官の許に一諸に出頭して婚姻の意志とともに宣言することによって婚姻が結ばれるが、婚姻登録は通例宣言の直後に行なわれる。しかし、登録を行なわなかったとしても結婚が無効となることもなく、また当事者や登録官が処罰をうけることもない。登録のない場合、婚姻事実の証明をうるためには、裁判所に申立をして、結婚に立合ったものから事実婚姻のあったことを証言してもらう。チエコスロヴァキアでは地方国民委員会が婚姻登録を保存するという規定がある。しかし婚姻登録台帳への記入がなくとも婚姻の事実及び効力には影響なく、処罰もない。ニカラガでは婚姻の成立には登録を必要とせず、また登録は義務制でない。登記所に婚姻登録がない場合の婚姻の証明は当事者が婚姻の際出頭した民事裁判官の作成した記録によって出される。裁判官はとくにその目的のためにこのような記録の台帳を保有している。同様にトルコにおいても登録台帳に記録のない場合でも、婚姻のあったことが他の方法によって証明できさえすれば、その婚姻は有効である。レバノンでは婚姻は教会の保存する台帳に登録されると同時に、内務省の保管にかかる国民台帳にも登録される。しかしそのい

ずれも義務的ではないようである。

- 116 インドではヒンズー教徒とマホメット教徒に対しては婚姻登録は義務的とはなっていない。しかし、ヒンズー婚姻法(1955年)には、ヒンズー婚姻台帳に登録することを義務づけるように、各州の政府が規則を作りうる事が規定されている。州政府がこのような法律を作らなければ登録は任意である。

グループ3 — 婚姻の証明が宗教法又は慣習によって決められる国

- 117 ある国々では、国の登録制度は一部の階層にしか利用されていない。また国として登録制度のない国もある。その何れの場合も、通例宗教当局が記録の作成保存をまかされている。
- 118 たとえばインドのマホメット教徒は婚姻登録を法律によって要求されてはいないが、一部の地方では、当事者の要求によってあるいは慣習として、宗教裁判官が自分の取扱った結婚について記録をとっている。パキスタンでもマホメット教徒とヒンズー教徒の結婚については登録の規定はないが、やはり宗教裁判官がこの慣習を行なっている。スーダンのマホメット教徒は、単に“秩序のため”に登録を要求されており、“マーズーン”とよばれる宗教裁判所の役人の許で公式の登録台帳に婚姻の登録をする。もしくは宗教裁判所が登録をすることもできる。夫が成人の場合は本人又はその法定代理人の出頭が求められ、妻の代理人が本人に代って、2人の証人とともに出頭する。登録を怠ったとしても、民事上刑事上何ら責任を問われることはない。
- 119 慣習法に従っているこれらの国々又は地域では、婚姻の効力は、その婚姻が慣習上の規則に合致しているかどうかにかかる。そして慣習法が婚姻記録作成の規則を定めていない場合は、様々な方法で婚姻の“証明”をおこなう。
- 120 アフリカの多くの地域、とくに農村地方では、花嫁代とそれに伴う結婚式の贈物が当事者の合意のしるしであり、婚姻の効力の証明となる。スーダンのマンダリ族、バンツ系のバスト族、その他アフリカの諸民族の間では、家畜の受渡しと結婚の儀式が、部落での結婚の“証明”となる。ケニアの中部地方にあるキクユの習慣では、特別の御馳走と多量の地酒が用意され供された後娘の父親が家族の代表格の正式の証人として、以後娘は自分のものでなく夫のものとなったことを参会者に向けて宣言する。
- このような儀式は登録とみなされ、若夫婦の結婚について争いがあったような場合に引きあいに出される。ルーアンダウルンディのバルンディ族も地酒のふるまいをする儀式をおこなう。副しゅう長がしゅう長裁判所に対して花嫁代が支払われ慣習通り酒の贈物があつたことを証言する。アバー・ヴォルタのモツン族は、家畜その他の贈物によって花嫁代の支払を要求しない数少ない種族の一つである。ガーナ、ケニア、ナイジェリア、シエラリオーネ、剛アフリ

カの一部、タンガニカ、ベルギー・コンゴ、コンゴ共和国、アイボリーコースト共和国、ギニア、ルアンダウルンディ及びスーダン等アフリカ各地の農村地方の種族の間では、地方的な相違はあるが花嫁代とそれに伴う儀式が有効な結婚の基本的な条件になっているといえる。これらの種族の慣習法には登録はどんな形のものも存在しない。

121. しかし、大勢は何らかの形の登録手続をとり入れる方向に向っているようである。ケニアのキクユ族の間では官庁の登録所で婚姻登録をする傾向がふえている。“政府がある地方に対して財政援助をおこなおうとする場合、居住する家族数に応じた妥当な額を知りうるためには、結婚を登録することは非常に有利である”と指摘されている。コンゴ共和国とアイボリーコースト共和国でも登録がふえつつある。これは家族手当などの給付が登録証明によって結婚を証明しうるものだけに与えられるからである。北ローデシアでは、今ではどこかのしゅう長裁判所にも婚姻登録を行ない証明書を交付する書記がいる。このような証明書をもっていることは、町に移転する場合、婚姻関係を証明するものとして是非とも必要である。タンガニカの婚姻法(1921年)は、婚姻は登録せねばならないことを定めている。ただし、当事者の一方がマホメット教徒、ヒンズー教徒、仏教徒である場合、アフリカ土人である場合、または異教徒あるいは一般にみとめられていない宗教の信者である場合においては、この法令は適用しないことが定められている。

122. 1951年11月14日の法令第51~100号(Decret Jacquinet)は意義深い進歩を画したものである。とくにこの法会では、裁判所の許可が得られた後は、両親の承諾がなくとも役所で登録ができることを規定している。第5条では、夫となるべきものが、今の結婚が法律上解消されるまでは他の妻をめとらない旨の宣言を行なったのち、彼の要求に応じて婚姻登録台帳に登録がおこなわれることを規定している。

(参考) 結婚の承諾、結婚年齢及び結婚の登録に関する日本の現行法

1. 結婚の承諾に関する日本の現行法

○日本国憲法第24条 婚姻は両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として相互の協力により維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と、両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

○民法第737条 未成年の子が婚姻をするには父母の同意を得なければならない。

父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意志を表示することができないときも同様である。

2. 結婚の最低年齢に関する日本の現行法

○民法第731条 男は満18才、女は満16才にならなければ婚姻をすることができない。

同 第744条 第731条乃至第736条の規定に違反した婚姻は各当事者、その親族、又は検察官から、その取消を裁判所に請求することができる。

同 第745条 第731条の規定に違反した婚姻は、不適齢者が適齢に達したときは、その取消を請求することができない。

不適齢者は、適齢に達した後、なお三カ月はその婚姻の取消を請求することができる。但し、適齢に達した後、追認をしたときは、その限りでない。

3. 結婚の登録に関する日本の現行法

○民法第739条 婚姻は、戸籍法の定めるところによりこれを届出ることによつて、その効力を生ずる。

前項の届出は、当事者双方及び成年の証人二人以上から口頭又は署名した書面でこれをしてなければならない。

同 第742条 婚姻は、下記の場合に限り無効とする。

1. 人違その他の事由によつて当事者間に婚姻をする意思がないとき、
2. 当事者が婚姻の届出をしないとき。

○戸籍法第74条 婚姻をしようとする者は、下記の事項を届書に記載して、その旨を届出なければならない。

1. 夫婦が称する氏
2. その他命令で定める事項

名 国 別 結 婚 最 低 年 令 表

国 また は 地 域 名	年 令 男 女	年 令 規 定 の あ る 法 規 名	法 の 通 用 免 除	不 適 法 婚 姻 の 法 的 効 力
アルゼンチン	16 14	法令第14号、394号 第14条	女子が夫となる者によつて妊娠した 場合、及び強姦もしくは誘拐の 犠牲になつたため、その加害者と 結婚する場合。民事または刑事裁 判所の裁判官が許可する。	無効となし得る。
オーストラリア				
ニュー・サウスウェルズ州	14 12	普通法	な し	無効となし得る。
ヴィクトリア州				
クイーンズランド州	18 16	婚姻法1936-1950 第42節(a)	国務大臣に申請し、「その婚姻が 望ましいものと認められれば」男 女それぞれ14才と12才以上の 者に対し許可される。	無 効
南オーストラリア州				
西オーストラリア州	18 16	婚姻法1894-1956 第8節A	女子が妊娠して居れば州知事に申 請して、当事者両方が許可になる。	無効となし得る。
タスマニア州	18 16	婚姻法1942 第18節(1)	戸籍本署長官または警察裁判所判 事が妥当と認めれば当事者両方に 許可される。	有 効
ナウル地区 ババア地区	な し 情報なし			

ニューギニア地区				
ヨーロッパ人の婚姻またはヨーロッパ人と現地人の婚姻	16 16	婚姻法1935-1936 第15節(注1)	な し	無 効
現地の婚姻	情報なし			
オーストラリア	21 16	1938年婚姻法	後見裁判所に申請すれば、男子は 18才以上女子は妊娠していれば 何才でも許可される。	有 効
ベルギー	18 16	民法第144条	重大な事由があれば国王が許可す る。	無 効
ブラジル	18 16	民法第12章、 第183条	民法(第214条)によれば、最 低年齢以下の者は刑罰を逃れるた めに結婚することができ、 例外として16才以上の男女に地 方当局が許可を与える。	無効となしうる(但し女子 が妊娠した場合を除く)
白ロシア	18 18	婚姻、家族、後見に關する 法令第4条		無効、但し妻が子供を生む かまたは妊娠している場合、 もしくは夫婦関係の結果、 1方が疾病にかゝるか、働 く能力を失つた場合を除く。
カナダ				
アルバータ州	16 16	法律の規定による(引用 なし)	妊娠証明書と両親の承諾書を出 した女子には許可される。	無効となし得る。
ブリティッシュ・コロン ビア州	16 16	婚姻法第27部(1)	当事者双方の利益になるものであ れば、最高裁判所もしくは地方裁 判所の裁判官が許可を与える。	有 効

(つづき)

国または地域名	年令	法令規定のある法規名	法の適用免除	不法婚姻の法的効力
アニトバ州	男 16 女 16	婚姻法第22条(1)	女子が妊娠して居る場合、妊娠証明書を婚姻許可証担当官に提出すれば許可になる。	無効となし得る。
ニュー・ブランズウィック州	14 12	普通法		無効
ニュージーランド州	14 12	普通法		無効
ノヴァ・スコシア州	21 21	1954年結婚法、第269章、第14節(1)(c)	一方が21才以下であつて必要な承諾書を婚姻許可証担当官に提出すれば許可になる。	無効
オンタリオ州	14 12	普通法	なし	無効
プリンス・エドワード島	21 18	婚姻法第9部	いづれか一方が結婚年齢以下であつても、必要な承諾書を婚姻許可証担当官に提出すれば許可になる。	有効
ケベック州	14 12	民法；第5章婚姻、第115条	なし	無効となし得る。
サスカチュワン州	15 15	婚姻法第31章	女子が妊娠証明書を婚姻許可証担当官または牧師に提出すれば許可になる。	無効となり得る。
セイロン	(注2) 16 12と14	婚姻登録法(第95章)第14部	なし	無効
一般法				
カンタレイ人婚姻	16 12	1952年カンタレイ人婚姻および離婚法第44号、第4部	なし	無効となり得る。

回教徒婚姻	なし		なし	無効
チリ	14 12	民事婚姻法第4条、第2節		無効となり得る。
中国	18 16	民法第980条	結婚年齢以下であつても「法定代理人」の承諾があれば結婚できる。	無効となり得る。
チエコスロヴァキア	18 18	1949年法令集第265号条令：第11章、第1節	16才以上であつて「止むを得ざる事由があれば」裁判所に出席して許可を受ける。	無効となり得る。
キューバ	14 12	民法第83条	なし	無効となり得る。
デンマーク	21 18	法律の規定による(引用なし)	女子が妊娠して居れば、どちらか一方の当事者に対して民事当局が許可する。	有効
ドイツ連邦共和国	21 16	婚姻法第1条	後見裁判所が許可するが、男子が18才以上である場合に限る。	無効となし得る。
マラヤ連邦				
キリスト教徒	16 14	1956年キリスト教徒婚姻法第28章	登録した宗派の教会が許可を与え、その教会の儀式に従つて結婚式を行なう。	無効
その他	情報なし			
フィンランド	18 17	1929年婚姻法第2条	大統領が許可を与える。	有効
フランス	18 15	民法第114条	重大な事由があれば大統領が許可する。	無効となし得る。
フランス共同体				
中央アフリカ共和国				
コンゴ共和国				

(つづき)

国または地域名	年令	年令規定のある法規名	法の適用免除	不適法婚姻の法的効力
象牙海岸共和国 ダホミ共和国 ガボン共和国 モーリタニア回教共和国 ナイジェ共和国 セネガル共和国 スーダン共和国 チャド共和国 ボルタ共和国 マラガシー共和国 カメルーン信託統治地域	男 16 14 15 13 16 14	1939年6月15日法令 (マンタル法令)、第1条 仏領西アフリカ仏領赤道 アフリカに所屬していた 諸國に適用される。	なし	無効
註) 回教徒法、慣習法の行われ ない地域では結婚の最低年令はない。 ガーナ ギリシヤ ガチマラ	なし 18 14 16 14	慣習法 1934年5月26日法令 民法、第1350条 民法、第94条、第95条	なし なし 女子が妊娠して居り、両親の承諾 か裁判所の承諾があれば許可にな る。	無効 無効 無効となし得る。 無効となし得る(但し、妻 が妊娠している場合は有効)
ホンチユラス	14 12	民法(条文の引用はなし) 1952年法律第4号、 第2条、1節、1952年 第23号法令第23条 第1節	当事者が同意しているかまたは女 子が妊娠していれば行政当局が許 可する。 なし	無効となし得る。 無効となし得る。
ハンガリー	12 12	1952年法律第4号、 第2条、1節、1952年 第23号法令第23条 第1節	なし	無効となし得る。

インド

註) 1929年児童婚姻禁止法の規定によれば、「児童婚姻」をした者もしくは「児童婚姻」に關係をもつた者は第3章より第6章ま
での規定に従つて刑罰を課される。「児童」とは法令(第2部時)に規定されているように「男は18才以下、女は15才以下
の者」を指す。また種々の地域の婚姻に關しても特別の規定がある。

ヒンズー教徒

18 15 ヒンズー教徒婚姻法、第5

有効

回教徒

特に法的規定なし

バルレー教徒

特に法的規定なし

キリスト教徒

18 15 インド・キリスト教婚姻

有効

特別婚姻法によるもの

21 18 1954年特別婚姻法、
第4章および第21条

無効

イラン

18 15 民法、第1041条

無効

アイルランド

14 12 法律の規定による。但し

無効

イスラエル

13 17 ラビ(ユダヤ)法

無効

無効となし得る。

出産した者、もしくは妊娠してい
る者は本人、両親もしくは後見人
または子供の父親が諸願書を提出
し許可になる。

(つづき)

国または地域名	年令	年令規定のある法規名	法の適用免除	不合法婚姻の法的効力
イタリア	男 16 女 14	法律の規定による。	なし	無効
日本	18	民法、第731条	なし	無効となし得る。
ジョージアン	15	法律の規定による	なし	無効
韓国	18	新民法第607条(1980年1月1日より発効)	なし	無効となし得る。
レバノン	所屬する宗教によつて異り 12才より16才までが女子の慣行年令である。	宗教的慣習。	慣行年令以下であっても特別の場合には宗教当局が許可する。	無効
メキシコ	16	連邦州および地域民法、第148条	「重大な事実上の事由があれば」一方または両方の当事者に対して、1956年6月22日付大統領決議によつて権限を与えられた連邦州およびメキシコ市の市当局または行政官がこれを許可する。	無効となし得る。
オランダ	18	民法、第86条	重大な事由があれば当事者両方に国王が許可を与える。	無効となし得る。
ニューギニア	18	オランダ領ニューギニア憲法第28条および29条(注4)	オランダ領ニューギニア民官が当事者両方に許可する。	無効
	18	キリスト教徒バプア人婚姻法第4条	駐在官が当事者双方に許可を与える。	無効

アンチル列島	年令は各様、普通は成熟期に達した時 18	慣習法、もしくはアダツドAdat ¹⁾ 法 アンチル民法第78条(1)	「重大な」事由があれば知事が許可する。	当該年令に達しているか、または女子が妊娠しているものでなければ無効。
スリナム 民法婚姻	18	スリナム民法第82条(1)	「重大な」事由があれば知事が許可する。	当該年令に達しているかまたは女子が妊娠しているものでなければ無効。
回教徒間の婚姻	15	1940年回教徒婚姻法、第2条(1)	「重大な」事由があれば知事が許可する。	当該年令に達しているか、または女子が妊娠しているものでなければ無効。
ヒンズー教徒間の婚姻	15	ヒンズー教徒婚姻法、第2条(1)	「重大な」事由があれば知事が許可する。	当該年令に達しているか、または女子が妊娠しているものでなければ無効。
アジア人間の婚姻	15	1908年官報2号および1930年官報102号、第4条	情報なし	情報なし
ニュージラード	16	1955年婚姻法、第17章(1)	なし	有効
ニュージラード領	18	1915年クック島法	なし	有効
クック島	18	1921年サモア法	なし	有効
サモア島	15	民法第101条	なし	無効となし得る。
ニカラガ	15			

(つづき)

国または地域名	年令 男 女	法令規定のある法規名	法の適用免除	不法婚姻の法的効力
ノルウェー	20 18	法律の規定による。	女子の妊娠等の妥当な事由があれば州知事が許可する。	有 効
パキスタン				
回教徒		「個人法」の問題である。		
ヒンズー教徒		「個人法」の問題である。		
バルジール教徒		特に法規なし		
キリスト教徒	18 15	1872年キリスト教婚姻法第60章	な し	有 効
(註) 1929年児童婚姻禁止法はパキスタンに適用される。				
フィリピン	16 14	民法、第置章、婚姻、第54条	な し	無 効
ポルトガル	報告なし	1940年7月25日付法令30615号、第5条(第1節)	報告なし	
ルーマニア	18 16	家族法第4条、第1行	15才の女子には「正当な事由があれば」首都もしくは居住する地方の議会の執行委員会が許可を与える。	無効となし得る。
スペイン				
ローマ旧教婚姻	16 14	教会法	な し	無 効
民事婚姻	14 12	民法	な し	無効となし得る。
スーダン				
非回教徒	15 13	1926年非回教徒婚姻法	な し	無効となし得る。

回教徒	成熟年令に達した時	回教徒法	な し	無効となし得る。
スウェーデン	21 18	婚姻法、第2章、第1条および13条	男子は18才に達しており、両親の承諾を得ており、妻を扶養する能力を持つことを証明しうるものに対して、また女子は妊娠中のもの、出産したもの、または婚姻のための身体的準備の出来ている事を証明しうるものに対して、未成年者の居住する地域の当局が許可する。これら当局の決定に対する控訴は司法大臣を通して国王にする事が出来る。	無 効
スイス	20 18	民法第96条および第128条	男子は18才以上、女子は17才以上であつて「例外的条件が妥当なものであれば」州議会が許可する。	無効となし得る。
タイ	17 15	民事訴訟法第1445条第1節	特に適用免除なし。	無効となし得る。
トルコ	17 15	民法第88条	「例外的な場合および止むを得ざる事由のある場合は」男子15才	無効となし得る。

(つづき)

国または地域名	年令 男 女	平合規定のある法規名	法の適用免除	不法婚姻の法的効力
英領ホンジュラス	14 14	1957年(改正)婚姻法、第35号第6章	男子は父親と推定される旨の判決を受けるかもしくは認知すれば許可になる。	無効
サイブラス	16 16	1953年婚姻法案4部(1)	し	無効
ギリシヤ正教	16 16	宗教上の慣行	ギリシヤ教皇座の主教が裁量によつて許可する。	無効
トアコ国教	18 16	準拠法不明	例外的に裁判所規則によつて男子は15才、女子は14才で許可になる。	無効
民事婚姻	(注5) な			
ドミニカ	(注6) な			
フォークランド島	16 16	イギリス制定法	な	無効
フィジー	18 14	慣習法	な	無効
インドアン	14 12	普通法	情報なし	情報なし
その他	16 14	婚姻法第14章(1)	な	無効
ジブラルター	(注7) な			
グレナダ	16 16	婚姻法第181章、第14節	な	無効
香港	一定せず	慣習法	し	情報なし
法律によるもの				
中国の慣例によるもの				

ジャマイカ	16 16	(改正)婚姻法、第237条、第3部	な	無効
婚姻法によるもの				
ヒンズー教徒間婚姻	16 16	1957ヒンズー婚姻法、第8章	し	情報なし
回教徒間婚姻	16 16	1957年回教徒婚姻法、第7章	し	情報なし
ケニア	18 16	ヒンズー教婚姻、離婚相続法	し	無効
ヒンズー婚姻法によるもの				
(注8) 婚姻法によるもの				
アフリカ人キリスト教徒婚姻法によるもの				
回教徒婚姻	情報なし			
原住民の法律および慣習法によるもの	情報なし			
マルタ	16 14	教会法(一方もしくは両方の当事者がローマ・旧教徒であれば適用を受ける。)	「重大な事由のある場合」は教会が許可する。	無効
モーリシヤス	18 15	市民法、第39章、第47節	正当にして充分な理由があれば、知事が許可する。	無効となし得る。但し女子が妊娠しているかまたは当事者の一方が結婚平合に達してから6ヵ月経過したとき

(つづき)

国または地域名	年齢 男 女	法令規定のある法規名	法の適用免除	不適法婚姻の法的効力
モントラセツト (注10) ナイジェリア連邦 ラゴス連邦地域	なし (注9) 16	女子だけに適用される法律の規定による 慣習法 慣習法	回教法によつて女子だけに許可される。 なし なし	有効 無効 有効
東部地区 西部地区 イギリス統治領南カメルーン 北ボレノ (注11)	16 16 成熟期 なし	慣習法 慣習法 イスラム教法 法律の規定によつて英国一般申請規則を適用できるよつてになっている。	なし なし なし なし	無効 無効 無効 無効
ローデシアおよびニアサランド連邦 南ローデシア	14 12	法律の規定による (引用なし)	なし	
北ローデシア	16 16	法律の規定による (引用なし)	高等法院の判事が許可する。	
ニアサランド	13 13	法律の規定による (引用なし)	なし	
セント・ヘレナ	16 16	イギリス制定法	なし	

セント・キーツ・ネグイス	21 21	1915年婚姻法、第28部、37部改正の第4号宗教的慣行	なし	有効
セント・ヴィンセント	16 16		男子は成熟期に達し、女子は出産可能な年齢に達すれば許可になる。また (妊娠した際は) 宗派の地方主教が許可する。	有効
サラワク 教会および民事婚姻令	14 14	教会および民事婚姻令第3部(1)(a)	なし	無効
中国婚姻法によるもの	15	中国婚姻法、第6部(1) (女子にのみ適用される。)	なし	無効
回教徒婚姻 非回教徒慣行婚姻 セイシエル諸島	イスラム法が適用される。 なし 18 15	市民法、第26章、41節	「重大な事由」があれば知事が許可する。	無効、但し、女子が妊娠するか、結婚命令に達した後一年以内に訴訟を起さなかった場合は有効。
シンガポール 民事婚姻	16 16	民事婚姻法、第38章第15部(c)	なし	無効
キリスト教徒婚姻	16 16	キリスト教徒婚姻法、第4部(1)	特例として宗派の教会長が発行した特別許可証があれば許可される。	無効
回教徒婚姻	なし			

(つづき)

国または地域名	平 令 男 女	法令規定のある法規名	法の適用免除	不通法婚姻の法的効力
シーク教徒婚姻	17 15	宗教的慣行による。	両親および後見人が許可する。	有 効
ヒンズー教徒婚姻	なし			
非キリスト教徒中国人婚姻	なし			
ソマールランド保護領 (注12)	なし			
法律による婚姻	成熟期	原住民法	なし	無 効
原住民法による婚姻	14 12	ローマ・オランダ普通法	なし	無 効
スワージーランド				
イギリス統治領タンガニイカ	(注13)			
婚姻法その他の法律によるもの	情報なし			
一方が非キリスト教徒のアジア人であるもの		宗教もしくは慣習法が適用される。		
ヒンズー教徒間、仏教徒間、異教徒のアフリカ				
原住民間、「一般に認められている」宗教を持たないアフリカ原住民間の婚姻。	15 15	法律の規定による(引用なし)	なし	無 効
トリニダッドおよびトバゴ民事婚姻	14 12	イギリス普通法(1848年3月1日発効)	なし	無 効

回教徒婚姻	16 12	回教徒婚姻、離婚登録法、第9章	なし	無 効
ヒンズー教徒婚姻	18 14	ヒンズー教徒婚姻法、第11章(1)	なし	無 効
ワガンダ法律によるもの	21 21	婚姻法第109章、第18節、アフリカ人婚姻法第111章第3節	親夫、寡婦および両親または後見人の承諾のある男女には許可になる。	有 効
慣習婚姻	成熟期	慣習法	なし	有 効
西太平洋高等弁務官統治地域				
イギリス領ソロモン島保護領	15 15	原住民婚姻規則第31章、第10節(1)	なし	無 効
キルババ、エリス諸島植民地	18 16	1955年原住民婚姻令、第3号、第4章(1)	なし	無 効
ニュー・ヘブリディーズ群島(英仏共同統治地)	情報なし	(注14)		
ザンジバル	なし			
註) 児童の婚姻が有効である事もある。但し、慣習法および宗教的慣行では、女子が身体的に不可能である場合には実際の婚姻を禁止している。				
アメリカ合衆国		法律の規定は全50州およびコロンビア地区、プエルトリコにある。政府の回答には全文の引用がある。	31州がある場合、特に女子の婚姻の際に裁判所の承認を得て最低年齢以下の婚姻を認めている。	

(つづき)

国または地域名	年 男	台 女	法令規定のある法根名	法の適用免除	不合法婚姻の法的効力
アラバマ州	17	14		なし	無効となし得る。
アラスカ州	18	16		許可になる	"
アリゾナ州	18	16		"	"
アーカンサス州	18	16		なし	"
カリフォルニア州	18	16		許可になる	"
コロラド州	16	16		"	無効
コネチカット州	16	16		"	無効となし得る。
デラウェア州	18	16		"	"
フロリダ州	18	16		"	"
ジョージア州	17	14		なし	無効
ハワイ州	18	16		許可になる。	無効となし得る。
アイダホ州	15	15		"	"
イリノイ州	18	16		なし	"
インディアナ州	18	16		許可になる。	"
アイオワ州	16	14		なし	"
カンサス州	18	16		許可になる。	"
ケンタッキー州	16	14		なし	"
ルイジアナ州	18	16		許可になる。	"
メイン州	16	16		"	"
マリーランド州	18	16		許可になる。	"
マサチューセッツ州	18	16		"	無効
ミシガン州	18	16		"	"
ミネソタ州	18	16		"	"
モントネー州	17	15		"	無効となし得る。

ミズーリ州	15	15		許可になる。	無効となし得る。
モンタナ州	18	16		なし	"
ネブラスカ州	18	16		"	"
ネヴァダ州	18	16		"	"
ニュー・ハムプシャー州	20	18		許可になる。	無効
ニュー・ジャージー州	18	16		"	無効となし得る。
ニュー・メキシコ州	18	16		"	"
ニューヨーク州	16	16		許可になる。	無効となし得る。
ノース・カロライナ州	16	16		"	"
ノース・ダコタ州	18	15		なし	"
オハイオ州	18	16		"	無効
オクラホマ州	18	15		"	無効となし得る。
オレゴン州	18	15		なし	"
ペンシルヴァニア州	16	16		許可になる。	"
ロードアイランド州	18	16		"	"
サウスカロライナ州	16	14		なし	"
サウスダコタ州	18	15		"	"
テネシー州	16	16		許可になる。	"
テキサス州	16	14		なし	"
ユタ州	16	14		なし	"
ヴァージニア州	18	16		許可になる。	無効
ワシントン州	18	16		"	無効となし得る。
ウエスト・ヴァージニア州	21	15		なし	"
	18	16		"	"

(つづき)

国または地域名	男	女	法令規定のある法規名	法の適用免除	不法婚姻の法的効力
アイスランド	18	15		許可になる。	無効となし得る。
ライオミング州	18	16		なし	"
コロンビア	18	16		"	"
プエルトリコ	18	16		なし	無効
ウルガイ	14	12	民法、第91条	"	無効となし得る。
ヴェネズエラ	14	12	民法、第46条	"	無効
ヴェトナム共和国	18	15	家族法、第6条	大統領が当事者両方に許可する。	無効となし得る。
ユーゴスラヴィア	18	18	婚姻基本法、第23条および第49条	「妥当な事由」があれば、当事者両方に対し管轄裁判所が許可する。	無効となし得る。

附 録 表 注

1) 当事者両方が原住民である場合は婚姻には適用されない(第5章A)、一方が原住民である時は婚姻式は「その原住民が16才に達した旨の確証と見なされる」。

2) 女子がヨーロッパ人もしくはセイロン市民の娘であれば、法令は14才である。

3) ガーナ法、第127条では、21才以下の結婚当事者には両親もしくは裁判官の承諾が必要である旨規定しているが、特に最低法令の規定はない。慣習法で行われている所では最低法令は普通は成熟期に達した時である。

4) オランダ領ニューギニア民法はヨーロッパ人およびこの法の適用を受けるとされた、もしくは全体的または部分的に、あるいは特別な法的処置のために進んでこの法の適用を受けている非ヨーロッパ人およびババア人に適用される。この法の適用を受けない非ヨーロッパ人およびババア人はキリスト教徒ババア人を除いて慣習法「アダット」法に従う。

5) 婚姻法によつて結婚する者は21才までは両親の承諾を要する。

6) 1910年の婚姻法第2号には、結婚の当事者が21才以下であつて寡婦もしくは寡夫でなければ両親の承諾を必要とするがあるが、特に最低法令を定めていない。

特に最低法令を定めていない。

7) 婚姻法第133章には当事者が21才以下であつて、寡婦または寡夫でない場合両親の承諾を必要とするが、特に最低法令を規定していない。

8) ケニア戸籍法は「イギリス普通法(女子は12才、男子は14才)は婚姻法による結婚に適用されると思われる。」と述べている。

9) 1921年の修正婚姻法には、当事者両方が21才以下であつて寡夫もしくは寡婦でなければ両親または後見人の承諾を必要とするが最低法令を特に定めていない。

10) 特に明記しない限り記入事項は慣習による婚姻に關してのみ書かれている。

11) 回教徒、中国人、原住民の非キリスト教徒の婚姻では成年期に達した年には婚姻は行なわれず、それより一年後に行なわれる。

12) 婚姻法によれば、当事者が21才になる迄両親の承諾が必要である。但し特に最低法令は定めて居らず、「恐らく」各地区の知事が各々規則を定めていると思われる。

13) 婚姻法およびその他の法律によれば、当事者が21才以下であつて寡夫もしくは寡婦でなければ両親の承諾が必要である。但し最低

法令は特に定められていない。

14) 太平洋諸島婚姻規則第17条には、当事者が21才以下であつて、寡夫もしくは寡婦でなければ、父の承諾を得ねばならないとある。

各国における結婚の承諾、結婚
年令および結婚の登録

昭和 3 6 年 5 月 発行

発行者 労働省婦人少年局

印刷者 東京都港区芝三田四国町
2ノ17

桜井広済堂 電話(451)8301~5